

## 1. 平成29年第2回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成29年6月12日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第69号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）
- 日程4 議案第70号 専決処分した事件の承認について（過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程5 議案第71号 専決処分した事件の承認について（郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
- 日程6 議案第72号 専決処分した事件の承認について（平成28年度郡上市一般会計補正予算（専決第2号））
- 日程7 議案第73号 専決処分した事件の承認について（平成28年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程8 議案第74号 専決処分した事件の承認について（平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程9 議案第75号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第76号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第77号 白鳥ふれあい創造館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第78号 平成29年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程13 議案第79号 工事請負契約の締結について（郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第2期））
- 日程14 議案第80号 工事請負契約の締結について（（仮称）郡上市産業振興拠点施設建設工事【建築工事】）
- 日程15 議案第81号 工事請負契約の締結について（郡上環境衛生センター堆肥化機械設備更新工事）
- 日程16 議案第82号 物品売買契約の締結について（歴史資料等収蔵棚購入）
- 日程17 報告第1号 平成28年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程18 報告第2号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程19 報告第3号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

て

日程20 報告第4号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につい

て

日程21 報告第5号 平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につ

いて

日程22 報告第6号 専決処分の報告について

日程23 議報告第5号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	理事兼総務部長	田中義久
市長公室長	三島哲也	市長公室付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	郡上偕楽園長	清水宗人
農林水産部長	下平典良	商工観光部長	福手均
建設部長	尾藤康春	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	乾松幸

消 防 長 桑 原 正 明

郡上市民病院  
事 務 局 長

古 田 年 久

国保白鳥病院  
事 務 局 長 藤 代 求

代表監査委員

大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 長 岡 文 男

議会事務局  
議会総務課  
課 長 補 佐

加 藤 光 俊

議会事務局  
議会総務課主査 武 藤 淳

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（渡辺友三君） おはようございます。議員の皆様方には大変御多用なところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいまより平成29年第2回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

(午前 9時30分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、6番 田中康久君、7番 森喜人君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（渡辺友三君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る6月2日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日6月12日から6月29日までの18日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月12日から6月29日までの18日間と決定をいたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

---

### ◎市長挨拶

○議長（渡辺友三君） それでは、ここで日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成29年第2回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

まず、ただいま全国市議会議長会並びに東海市議会議長会からの正副議長歴任または永年在職表

彰の伝達を受けられました尾村忠雄議員、武藤忠樹議員、山川直保議員におかれましては、まことにおめでとうございます。長年にわたる議員としての御活躍に敬意を表しますとともに、今後、ますます御活躍されますことを祈念申し上げます。

さて、提案説明に入ります前に、3月定例会閉会後の市政の動き等について若干の報告をさせていただきます。

まず1つ目でありまして、「観光立市郡上」の推進に向けた取り組みについてであります。

去る5月11日木曜日に、観光庁認定の観光カリスマとして全国各地で活躍されている山田桂一郎氏を講師にお迎えし、講演会を開催いたしました。観光関係はもとより、幅広い分野の方々に聴講いただき、地域の魅力を磨き伝承する担い手育成の必要性や市全体が連携して取り組むことの重要性等について考えるよい機会となりました。

このことを受け、7月には山田氏の活動拠点であるスイス・ツェルマツトを訪問する予定であります。市議会を初め、関係団体の代表の皆様とともに、現地の実情を視察し、世界トップレベルの観光ノウハウ等を学び、「観光立市郡上」の参考にしたいと考えております。

また、市においては、副市長を本部長に、市長公室付部長を副本部長とし、課長級職員22人で構成する観光立市郡上推進本部を立ち上げました。各部署が連携し政策立案を行い、「観光立市」を起点とした市の活性化を目指してまいります。

2つ目でありまして、この「観光立市郡上」のスタートをあたかも激励してくださるかのよう、4月6日、つまり4（し）6（ろく）ということで「城の日」と言われておりますけれども、この4月6日に日本城郭協会が主催する「続日本百名城」に郡上八幡城が選定をされました。全国から、すぐれた文化財や史跡であること、また著名な歴史の舞台であること、さらに時代・地域を代表するものであること、こういった基準により選定されたもので、今回は、県内からは郡上八幡城のほか、大垣市の大垣城、中津川市の苗木城、可児市兼山町の美濃金山城が選ばれました。郷土の歴史文化の象徴として、「名城」とうたわれるにふさわしい整備や歴史学的な調査等を行い、大切な資源を今後とも受け継ぎ守ってまいりたいと存じます。

3つ目でありまして、いよいよ白山開山1300年を記念する事業が本格始動をいたしました。5月28日日曜日には、白山山麓周辺の太鼓グループを招請し、第4回霊峰白山・太鼓まつりin郡上がたかす町民センターで開催をされました。和太鼓を通じた交流と白山文化の継承を理念に、会場いっぱいの来場者の前で迫力の演技が披露をされました。

今後、世界に誇るべき白山文化の内外への発信に向けて各種事業が次々と予定されておりますが、関係の皆様と力を合わせ、意義あるものとなりますよう推進してまいります。

4つ目でありまして、ことしも踊りシーズンが近づいてまいりました。他に先駆け開催されます郡上おどりin京都は、ことしで第10回を数え、去る6月3日土曜日、京都市役所前の地下街「ゼス

ト御池」において開催をされました。京都岐阜県人会の皆様が中心となり企画運営され、京都の皆様はもとより、関西地方在住の岐阜県出身者などにも広く呼びかけていただいております。

例年、会場としてお世話になっております京都市役所庁舎前広場は、ことしは庁舎工事のため、会場を変えて地下街での開催となりましたが、大勢の方に御来場いただき、本場より一足早い郡上おどりを楽しんでいただきました。

また、今回は開催10周年を記念し、郡上市からもバスを仕立て、公募により市民の皆様にも御参加いただきました。開催に際しては、郡上おどり保存会及び郡上八幡観光協会等、関係の皆様の御協力をいただき、記念すべき10周年が迎えられたものと存じます。

また、来る6月23日金曜日、24日土曜日には、東京都港区青山の秩父宮ラグビー場駐車場におきまして、第24回郡上おどりin青山も開催される予定であります。なお、この機会に合わせ、2日目の24日には、東京郡上人会第5回交流会並びに郡上藩江戸蔵屋敷事業も行うことといたしております。

5つ目、最後であります。長良川鉄道郡上八幡駅の改修工事完了についてであります。去る4月28日金曜日、郡上市の玄関口として観光案内所、喫茶コーナー、売店が併設される郡上八幡駅がリニューアルオープンいたしました。昭和初期開業当時の鉄道施設の様相を今に伝えるものとして、平成27年8月に国の登録有形文化財建造物に登録された駅舎は、建築当時の外観の復元を基本に改修されました。そのほか、多目的トイレ、バス乗降場、駅南側広場等を新たに整備し、便益機能の向上を図るとともに、鉄道利用以外の皆様にも親しまれる施設となることを目指しました。

こうした改修等により、郡上八幡駅を観光鉄道機能強化の拠点駅として位置づけ、郡上市における公共交通拠点及び観光案内拠点としての活用を図り、「観光立市郡上」の推進につながる取り組みの展開に努めてまいります。

以上、御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案等につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、議案第69号から議案第74号までは、さきに専決処分をいたしました郡上市税条例の一部改正等3件の条例改正並びに平成28年度郡上市一般会計及び2件の特別会計の補正予算について承認を求めるものであります。

次に、条例の一部改正関係であります。全部で3件あります。

議案第75号は、郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

郡上市火葬場整備基本計画に基づき、市内7斎場のうち、老朽化の著しい美並斎場、明宝斎場、和良斎場を廃止するため、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第76号は、郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定基準の改定等、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第77号は、白鳥ふれあい創造館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。白鳥ふれあい創造館の適正な管理・運営及び活用に向け、使用を許可しない団体等の規定について、他の貸館の規定との整合性を図る等、所要の規定を整備しようとするものであります。

続きまして、議案第78号は、平成29年度郡上市一般会計予算の補正をお願いするものであります。主な内容といたしまして、まず歳出では、宿直業務を市役所本庁舎及び白鳥庁舎へ集約することに伴うセキュリティシステムの導入及び防犯カメラの設置等、庁舎管理経費及び庁舎等整備事業において合わせて918万9,000円。次に、新規放課後児童クラブ開設に伴う口明方小学校屋内運動場の改修工事等としまして、放課後児童健全育成事業に610万8,000円。また、農産物処理加工施設整備及び選果場機械整備のため、既設予算の強い農業づくり交付金事業から事業変更いたしました産地パワーアップ事業に7,309万4,000円、今年度の県営事業費決定に伴う市負担金の増加により県営農道施設強化対策事業に1,500万円、並びに県営基幹農道整備事業に833万3,000円、また市有林事務に関し今年度から総務部から農林水産部への所管がえを行ったことによる予算組み替え及び森林環境保全直接支援事業の補助内示等による増額に伴い、林業費中の市有林整備事業に3,921万円、滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」改修に伴う基本設計及び実施設計委託費の増加により観光施設整備事業に2,242万9,000円、八幡町小那比地内の市道郵便坂線の残土処理場の位置が確定したことに伴い測量設計、丈量測量業務の増により合併特例道路整備事業に1,276万円など、これらについてそれぞれ増額補正しようとするものであります。また、事務移管に伴う予算組み替えにより、総務管理費中の市有林整備事業1,727万6,000円、事業変更による強い農業づくり交付金事業9,855万円などを減額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これらの歳出に対する財源として、児童福祉等対策事業国庫補助金200万1,000円、地域こども・子育て支援事業県補助金200万1,000円、産地パワーアップ事業県補助金7,309万4,000円、森林環境保全直接支援事業県補助金1,333万9,000円、立木売却収入1,229万3,000円、県営農道施設強化対策事業や県営基幹農道整備事業に係る市負担金の増加等に伴う財源手当としての合併特例債3,950万円、財政調整基金からの繰入金4,059万9,000円などをそれぞれ増額補正し、また事業変更に伴い強い農業づくり県交付金9,855万円などをそれぞれ減額補正しようとするものであります。

以上、歳入歳出それぞれ、増加要因、減少要因等を総合いたしましたところ、歳入歳出それぞれ1億47万8,000円の追加補正をお願いするものであります。

議案第79号から議案第82号までは、郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第2期）、（仮称）郡上市産業振興拠点施設建設工事のうち建築工事、及び郡上環境衛生センター堆肥化機械設備更新工事に係る工事請負契約の締結、並びに（仮称）歴史資料・文化財収蔵施設に導入する歴史資料等収蔵棚購入に係る物品売買契約の締結について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、平成28年度郡上市一般会計のほか4件の特別会計の繰越明許費繰越計算書及び和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告があります。議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶並びに議案の提案説明といたします。

平成29年6月12日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（渡辺友三君） ありがとうございます。

---

#### ◎議案第69号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程3、議案第69号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第69号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）につきまして、よろしく願いいたします。

郡上市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。よろしく願いいたします。

おめくりいただきますと、今回の一部改正の条例につきまして全文があるわけですが、非常に文字が並んで、少しこれでは説明をわかりやすい形にさせていただきたいと思っておりますので、お手元に資料としてお配りをしております1枚もの見出しのようなものでありますけれども、こちらのほうで御確認をいただきながら、また新旧対照表もございますので、それと見比べていただきながら御説明をさせていただきたいと思っております。

今般の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、これがこの29年3月31日に公布されたことに伴いまして、一応郡上市におきましても4月1日施行ともうされたこととございますので、その分につきましては市長の専決処分ということで、4月1日付施行というふうな郡上市税条例の一部改正を行ったものでございます。

改正の概要ですけれども、まず資料の1番のところからお願いをいたします。

また、新旧対照表につきましては、ここの部分は1ページのところにあります。

こちらは、条例の第33条に係る部分ですけれども、上場株式等の配当所得については、従前より、総合課税、また申告不要、これは源泉徴収を行うという形、また3つ目の方法としては申告の場合の分離課税というふうな、そういう選択があって、納税者が任意に選択をされておったわけでございます。

それが所得税と市民税、住民税と連動してくるわけでありまして、こうしたことにつきまして、市長がその課税方式について決定をできるというふうな、いわゆる申告の実態あるいは市の実情を勘案しまして、そうしたこの規定を適用しないということが適当であると市長が認めるときには、この限りではないということをごに足していただきまして、市長においてこの課税の方式を決定することが明確にされたものでございます。

また、特定公社債等の利子所得あるいは源泉徴収ありの特定口座内の上場株式等の譲渡所得等、こうしたものにつきましても申告不要制度と申告分離課税の選択においても、同様に市長がそこに関与できるという仕組みが入ったものでございます。

この資料では、1番からずっと並んでおりますけれども、この1番の市長が課税方式を決定できることを明確化するというところに類するものといたしまして、裏面の15番、上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例、これに関しても同様の改正が行われておりますし、17番につきましては、こちらは特例適用利子等及び特例適用配当と、こういうふうにありますけれども、こちらにつきましては、これ、国を超えてのいろいろな経済活動をされた場合に、ここの項におきましては、いわゆる日本国と国と国家間の正式な関係になっていない地域、ここでは具体的には台湾ということになるわけですけれども、その間での二重課税を回避する措置というふうな、いわゆる日台民間租税取決めというのが締結されておりますけれども、ここにおきましても同様に、そこにおける市長の課税方式を決定するという点について、そうしたもの、条文が加わったものでございます。

また、18番ですけれども、こちら、いわゆる租税条例ということですから、今の17番と違いましたアメリカ、イギリス、中国初め、世界の五十数カ国と日本が2国間租税条約を締結しているところでもありますけれども、そうして行っている、いわゆる課税権の国家間の割り振りに関する取り決め、そういうことにつきましても、その国内における申告納税の制度において、地方税のありようにつきましては市長が課税方式を決定できるということでございますので、この1番と15番、17、18番につきましては、そういうふうなものが加わったというところでございます。

次に、2番のところですね。配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除ということでもありますけれども、これは新旧対照表では2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。34条の9です

が、ここにつきましては下線部を見ていただきますとおわかりと思いますが、「によって」というものが「により」とかいうふうな字句の訂正でございます。「においては」については「には」になります。4ページのほうですね。そういうふうな字句の訂正がここでは行われております。

続いて、3番目ですが、法人の市民税の申告納付につきまして、こちらは新旧対照表の3から7ページですか、ずっとあるわけですけれども。法人税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定を整備したものでありますが、こちらにつきましてもごらんいただいたとおり、下線が引いてあるものにつきましては、基本的に「によって」というものを「により」とか、そういうふうな文言の字句の訂正を行ったものでございます。

4番、法人の市民税に係る納付の手続の改正、第50条の関係であります。新旧対照表では7から9に関係してまいりますけれども、ここでは昨年12月に同じような税条例の一部改正を行っておりまして、いわゆる修正申告があった場合に、一旦減額更正をして、さらに増額更正をすると。余りないケースだと思いますけど、そういう場合に、いわゆる延滞税をどこの時点で発生させるかということでございまして、12月の時点で増額更正をする時点で行うということは改正をしておるところでございます。

それで、今般の改正文につきましては、この下線部にありますように、1文加わったものがございます。

最後の8ページのところの中ほどにあると思いますけれども、これまでは増額更正の通知をした日までにとのことでしたが、これに加えて、増額修正申告書を提出した日というふうなものも加えております。8ページの一番下の段のところですね。ここで新旧対照表見ていただきますと、その文言が追加をされてございます。

続きまして、6番のところでもありますけれども。5番ですか。5番ですね。こちらは、固定資産税の課税標準に関しまして、一部改正ですけれども。こちらは新旧対照表の9ページを見てください。こちらのほうの第61条の第8項の関係であります。ここにちょっと細かく書いてありますけれども、「第349条の3の4」というものがここに加わっておるわけですけれども、こちらは法改正によりまして政令で定める被災地——これはいわゆる先般の東日本大震災ですね——等々の特別なそういう被災地指定が政令でなされている場合、こうした震災によって滅失した償却資産にかわる償却資産を取得された場合につきましては、最初の4年間の固定資産税の課税標準を2分の1とすると規定されたものであります。ただ、こちらにつきましては、現在、郡上市には該当はありませぬので、しかし、今後のことも全くないわけでもないし、地方税法の改正に伴って税条例も改正するものでございます。

第6番、法第349条の3第28項の条例で定める割合と書いてありますが、これは新旧対照表9ページのところでございます。61条の2のところ。これは、わがまち特例といいまして、こ

れも先般、12月に税条例の一部改正で追加をさせていただいた新しい取り組みですが、これは実は平成24年度の税制改正で創設された地方税の特例措置によりまして、国が一律に定めていた内容を自治体が判断して条例で決定できる仕組み。正式には地域決定型地方税制特例措置と、こういいますけれども、通称、わがまち特例です。これにつきまして、平成28年、昨年度の12月につきましては、いわゆる再生エネルギー等の発電設備につきましての減免措置につきまして、いわゆる参酌基準に伴った3分の2、2分の1というふうな取り扱いについて、取り決めに盛り込んだものを条例で改正をしていただきました。

今般のわがまち特例につきましては、ここに書いてございますように、P9のところの新旧対照表で、ちょっと具体的には書いてありませんが、中身は家庭的保育事業、保育が必要と認められる主として少人数の3歳未満の児童について、家庭的保育者の居宅等において家庭的保育者における保育を行う事業、あるいは居宅訪問型保育事業、疾病、障害等の程度を勘案して集団保育が著しく困難な児童を児童の居宅において1対1で保育する事業、あるいは事業所内保育事業、事業所の従業員の児童を対象に開設した保育所に地域枠としてその地域で保育が必要な児童も一緒に保育する、こういうふうな場合に、わがまち特例としてこれに減免することができるということで、これに事業認定をされれば、それぞれそれにつきましての固定資産税につきまして2分の1にすると、こうした特例の措置を今回盛り込んだものでございます。

これ、現時点におきましては、この事業認定が郡上市内にはありませんが、これから出てくる可能性もあるということでございます。

第7番につきましては、これは施行規則の第15条3第3項並びにこの以下のことですが、新旧対照表の10ページのところに、今申し上げたような条項を盛り込んでおりますが、中身としましては、タワーマンション等の税額補正と言われるものでありまして、高さ60メートルを超える高層住宅におきまして、そのいわゆる区分所有になるわけですが、マンションは高層階に行くほど実勢価格が高くなりますので、それを固定資産の評価によりまして平均化していたものをそうした実勢に合わせて補正をするということが今回盛り込まれました。区分所有者全員の協議による補正という方法も可能ということではありますが、言うまでもなく、郡上市にはこうしたマンションは現在該当はありませんが、地方税法の改正に伴って盛り込んだものでございます。

続きまして、裏面、8番をごらんいただきたいと思います。

こちらは、法附則第7条の3の2ということ、10ページですが、こちらも。これも細かい内容ありません。申しわけありませんが、中身としましては、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を2年間延長するものであります。これも平成21年から平成33年までということで、これ、適用期間10年ですが、こうしたものが今般、市民税の住宅ローン控除制度の適用期間を平成41年度までとされたのが平成43年までということで、ローンの適用期間が33年まで延長されて、そ

れから10年の適用期間ということなんです。それで、平成43年の返済まで適用するわけですが、いずれにしても適用期間を2年間延長するというものでございます。

9番につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例であります。附則第8条、これは新旧対照表11から12のところにあるわけでありまして、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例であります。こちらにつきまして、今回の改正におきましてですが、3年間延長するというものでございます。

中身につきましては、肉用牛については100万円未満まで、交雑牛につきましては80万円未満まで、肉用牛につきましては50万円未満までと、こういうふうなことで、今までと内容は同じですが、この特例の適用期間を3年間延長するものであります。

続きまして、10番、これは新旧対照表ではP12のところ、12ページでございますが。こちらにつきましては、市税条例61条第8項、固定資産税の課税標準の改正に伴いまして、字句を整備するものでございます。ごらんをいただいたとおりでございますが、中身の変更ではございません。

11番、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合ということで、12から13ですね、新旧対照表。こちらにつきましては、わがまち特例の割合を定める地方税法の改正による新設。ちょっと「設」という字が大変間違っ失礼いたしました。「設ける」という字になるわけですが、訂正をさせていただきます。

適用法令等の項ズレを修正するというものでございまして、中身は企業主導型の保育所とか、緑地管理機構が設置する市民公園緑地等につきましての項ズレが生じたものを修正するものでございます。

続きまして、12番、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告という法規定の新設にあわせて新設、改正するものでございます。こちらは13から15ページをごらんいただきたいと思います。

新築住宅等に対する固定資産税の減額の特例ですが、特定耐震適合住宅といまして昭和57年1月1日以前から所有してございまして、平成29年度に改修をされたもの。これにつきましては、初年度の固定資産税を3分の1減額するというふうなものがああります。また、特定熱損失防止、いわゆる省エネに改修した住宅につきましてもこうした制度がございまして、こうしたものがすべき申告のありようにつきましての手續の改正でございます。あるいは、現行の特例につきまして、それぞれ申告のありようにつきまして定めているものでございます。

13番、軽自動車税の税率の特例ですが、これは15から17ページを見ていただきたいと思います。いわゆるグリーン化特例という形で環境対策を施されたものにつきまして経過、いわゆるグリーン化特例で軽自動車税の減免措置をしておるわけでありまして、今般、電気自動車等につきましては75%、2020年燃費基準、これに30%加えた50%軽減、それからもう一つは25%軽減

等々ありますが、そうした対策を講じられた自動車につきましてグリーン化特例が適用される、この適用期限を2年間延長するものでございます。

14番、ただいま申し上げましたものの賦課徴収の特例について規定をするというふうに書いておりますけれども、こちらはグリーン化特例を受けるために偽装を行ったと。意図的に制度を悪用するというふうな場合に対する処罰とございますか、処分のありようでございます。そういうふうな場合には不足額の支払い者が加算金を10%支払っていただくと。いわゆる加算金を規定したものでございます。

15番は、先ほど申し上げました。

16番につきましては、優良住宅の造成等のための土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例ということでございまして、これは新旧対照表では19ページのほうに関係してきますが。今般の改正によりまして、課税長期譲渡所得金額のうち2,000万円以下につきましては、従来、所得税15%を10%に、住民税5%、これを4%にとということで、合計しまして6%の軽減が図られるということと、これの適用期限ですね、これが3年間延長するというものでございます。

以上、こうした18項目にわたりまして震災対策あるいは税制における地方自治の確立推進あるいは住宅や肉牛などの減免による産業振興、あるいは経過を通じました環境対策と、こういうものでございまして、本文の最後のところに附則がございまして、附則第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行するというものでございまして、法律改正によりまして専決処分を行わさせていただきますので、以上のように報告を申し上げまして、承認を求めるとでございます。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、説明が終わったので質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第69号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第69号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第70号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程4、議案第70号 専決処分した事件の承認について（過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 続きまして、議案第70号 専決処分した事件の承認について（過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例）。

過疎地域自立促進特別措置法の施行に伴う郡上市固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきますと、今般の改正内容です。こちらは非常にシンプル1件でございます、第1条中「製造の事業」の次に「、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業）」と括弧書きありますが、これを加えるものでございます。

附則 この条例は、平成29年4月1日から施行するということでございます。

もう1枚めくっていただきますと、新旧対照表。ただいま読み上げましたことが追加をされてございます。こちらは、いわゆる過疎地域の自立促進特別措置法の改正で、従来はこの地域におきまして製造業、それから旅館業につきまして、こうした3年間課税免除というふうにされておったわけでございますけれども、今般は農林水産物等の販売業にかかわるものにつきましてもこれを免除の対象とするということでありまして、3年間課税免除、そして同時に、地方公共団体の減収分につきましては75%を普通交付税で措置をしていただけるというものでございます。過疎地域に対する振興対策ということでございます。

郡上市内における可能性としましては、農産物の、あるいはハムの加工等、そうした工場が今もできつつありますが、そうしたものに対する適用が可能性としてはあるということでございます。

それから販売ですね。販売部門の強化対策というものに対する制度ということで御利用をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第70号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第70号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第71号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程5、議案第71号 専決処分した事件の承認について（郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） では、議案第71号 専決処分した事件の承認について（郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）。

郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

そういうことで、この条例は消防団員等の公務災害補償を規定しているんですけども、非常勤の消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令に基づいております。この政令が一部改正されたのが平成29年3月29日公布され、同年4月1日から施行されたことによる改正ということで、専決処分となったものであります。

1枚めくっていただきまして、本文は次のとおりです。

消防団員が公務災害で死亡された場合等の補償について、第5条の補償基礎額の改正になります。この改正内容は、改正文のとおりなんですけれども、次のページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

第5条の第2項の第1号と第2号は、政令の改正に合わせた字句の修正であります。

2ページ目をごらんください。

第3項は、やはり字句の修正と、それから旧のほうは8行目、新のほうは7行目あたりからになります。第1号扶養親族——これは配偶者のことなんですけれども——の金額が、これは扶養親族の加算額の規定になりますけれども、433円が333円になるというものです。

それから、第2号から第5号、これは子及び孫、父母等になりますけど、全て同じ金額であったものを第2号の子及び孫というのを新たに、第2号は子、第3号は孫に分けて、それから子どもについては217円が267円になりました。この場合、配偶者がいない場合の金額は367円から333円となります。

それから、孫とか父母等の金額に変更ありませんけれども、配偶者とか子どもがない場合の金額は367円から300円に改正をされたものです。

それから、子どもと孫を分けて孫を第3号としたことで、この下段のほうになりますけれども、以下の号数が繰り下げになっております。

それから、一番下の第4項は、やはり字句の修正であります。

この加算額の改正理由についてですけれども、一応損害基礎額の加算額は、給与法の扶養手当支給額を日額換算したものであるというふうに定められておりますので、きょう後からお配りしました資料で御説明をいたします。

一般職の職員の給与に関する法律改正による扶養手当支給額の改定ということで、一般職の職員の給与に関する法律、いわゆる給与法が改正され、平成29年度以降の扶養手当の支給額も改定されました。

この一番上段が平成28年度以前の額になります。配偶者以外の子、孫、父母等は同じ金額になっております。

中段が平成29年度になりますが、子どもが分かれまして孫、父母と分かれてそれぞれの金額が表のとおり改定されたものです。

その裏面をごらんください。

給与法改定に伴う非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令の改正ということで、これが本条例のもとになるものです。非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める、政令に定められている加算額の改定状況ですけれども、加算額は給与法の扶養手当支給額の日額換算したものであるというふうに定められておりますので、30で割ったという数字になりますけれども、扶養手当の支

給額と同様に、上段が平成28年度以前の額、それから中段が平成29年度の改定された額ということになります。全体的には、この加算額は増額となりましたが、その他は同額または減額となっております。

本文のほうに戻っていただきまして、今申し上げたことがこの本文の中にうたわれております。

附則としまして、施行期日。この条例は、平成29年4月1日から施行するというので。

経過措置としましては、5条3項の規定は、この条例の施行日以前は以前の損害補償とか、障害補償年金等について適用し、それ以前のものについては従来例によるというような内容になっております。

以上のとおり、専決した事件を報告させていただきましたので、承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わったので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 条例についてはよろしいんですが、この機会にちょっと、団員の安全性について質問をさせていただきます。

もちろん、公務災害、災害はあってならないことですが、団員はそれぞれの危険に直面することもあるんですけども、ヘルメットのことで。ヘルメットについては、国の一応検定規格いろんなものありますが、当然クリアされておると思うんですが、たまたま私も自分の議員のヘルメット見ますと、平成16年に新しくいただいて、その検定の「労・検」というラベルも張ってありますが、ヘルメットの材質についても、これはプラスチック関係でポリカーボネート、それからポリエチレン、それから強化プラスチック、いろんなものあるわけですが、メーカーの指示によると、やっぱり長くても5年ぐらいになってのことですけども、それ以上に恐らく使われると思うんですが、ある自治体においては5年か6年ぐらいで更新をしてるところもあるんですけども、郡上市の場合に、本当に古いものがあるのかなのかということも含めて、安全性について強度を含めたそのことについてどう対処されるか、また現状と今後のこと。

それからあわせて、消防団員が災害現場へ行くんですけども、救急のけがとかいろんな関係の団員の救護の場合ですが、そういうときに応急処置ができるようなものが消防車に今全くないような気がするんですが、その辺はどのようになっているか等についてもこの際お尋ねをしておきます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

消防長 桑原正明君。

○消防長（桑原正明君） では、お答えをさせていただきます。

まず、1点目のヘルメットの現状と今後ということですが、今のヘルメット、平成16年に合併す

る前までは、各町村消防団のヘルメットをかぶってみえましたので、その後、逐次、郡上市消防団というヘルメットに更新をしてきております。今しっかり把握はしておりませんが、全ての団員の方が新しいヘルメットになっておりますので、先ほど言われた5年以上はたっておりますけれども、平成16年からですから、古いものでも13年ということになります。

一応ヘルメットについては、何かぶつけたとか、当たったということになりますとやっぱりかえなければいけませんけれども、そのままの状態なら安全に使えるというふうに考えております。今後、またその辺のところも確認をしながら、適切に対応していきたいと思っております。

それからあと、応急処置の道具というか物なんですけれども、確かに消防団車両1台1台にははっきり把握はしておりませんが、積んでないと思っております。

ただ、消防団の指令車、各方面隊の指令車にはある程度のもは、本当に応急処置ができる程度のもはありますが、積んであるというふうに考えております。

今、議員の御指摘のとおり、やはり災害現場で消防団の方が使える、また消防団の方、今、救命講習等にも積極的に参加していただいておりますので、そういったものが現場で使えるように、またこういった資機材も必要性を確認をしながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺友三君） よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） それぞれ対応はしとっていただけるし、また救急箱については今後でありますので、団員の安全性についてもより配慮いただきながら、そしてまたヘルメットについてはひもも含めた、やはり本当に古いものがあるかないかということも一度そういったことも各団方面隊に指示されて、一応把握をしとっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（渡辺友三君） そのほか質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第71号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 討論なしと認め、採決を行います。

議案第71号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第72号について(提案説明・質疑・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程6、議案第72号 専決処分した事件の承認について(平成28年度郡上市一般会計補正予算(専決第2号))を議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長(田中義久君) それでは、議案第72号、お願いいたします。専決処分した事件の承認について(平成28年度郡上市一般会計補正予算(専決第2号))。

平成28年度郡上市一般会計補正予算(専決第2号)を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

初めに、おめくりをいただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度 郡上市の一般会計補正予算(専決第2号)は、次に定めるところによると。

第1条のところ、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億543万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ297億3,090万4,000円とするものでございます。

2番は飛びまして。

繰越明許費の補正、そして地方債の補正につきましては、別紙がございます。

7ページをごらんをいただきたいと思います。

繰越明許費の補正であります。今般、専決で補正をさせていただくもの、追加をさせていただくものは、衛生費の中で斎場管理運営費であります。こちらのまた後ほど明細出てきますけど、八幡斎苑さつきにおきましての非常用バッテリーの取りかえが急遽発生したものでございます。機器が間に合わないということで、30万9,000円繰り越しをさせていただきたいと。

それから、小学校費の中で、これは白鳥小学校で配水管の漏水工事ですね。修繕工事をしていたら、また漏水ということが出てきまして、その分の抜本的対応をしたいということでございます。

589万7,000円。合わせまして620万6,000円の追加でございます。

それから変更ですけれども、衛生費、斎場整備事業につきまして、3月の時点で2,650万9,000円

を繰り越しということでお願いをしておたわけですけれども、今般、内容としましては特にくい打ち作業のための重機が非常に大規模な重機でございまして、全国に数台しかないような特殊なものでございました。現地への搬入が少しタイミングおくれまして、これが一つでございます。

また、冬季に鉄筋工事を実施するように降雪に備えるための足場の設置解体作業というものが生じたということで、工事の進捗におくれが生じたということで、建屋ですね、この建築から全体へ波及しまして、電気設備、機械設備、それからあわせまして工事管理費ということで、全体的な出来高がずっと下がりましたものですから、1億3,252万1,000円という形で増額をさせていただきたいというものでございます。現在のところ、事業の進捗は十分進んできておりますので、全体のスケジュールに、当初、11月中旬までということでお話をしておりますけれども、そこに対しての移動は心配はございません。

商工費の産業振興拠点施設整備事業ですけれども、こちらは、いわゆる3月時点で地方創生の交付金を得て、28年度事業としてこうした予算を組ませていただきまして繰り越したわけですけれども、この中で取り壊しの中での安全対策ですね。仮設工事に追加事業分がございまして、その分を100万余ですけど、金額になります、追加をするものでございます。変更で5億2,096万6,000円という額でございます。

教育費、社会教育費の文化施設整備事業におきまして、こちら1,242万4,000円を1,440万1,000円にしたいということでございますが、こちらは美並ふるさと館におきましての昇降機、当初から予定をしておたわけですけれども、工事の中で当初の、いわゆる検査済証の取得ができていないというものが発覚をしまして、そうした手続に時間を要したということがございまして、この分につきまして追加をさせていただくものでございます。

あわせまして、繰越明許費の補正の変更分につきましては、合計額で補正前5億5,871万3,000円を補正後6億6,788万8,000円としていただきたいものでございます。

めくっていただきまして8ページ、地方債の補正でございます。

合併特例債の合併特例事業でございますが、こちらは主として県営事業の関係で事業の配分が減額をされた分につきましての事業費の減額がございましたので、その部分。そしてもう一つは電柱の地中化事業、そういうものの中で一部事業費の減額を見たものがございます。等々のものがありまして、全体で4,910万円の減額をするものでございます。

辺地対策事業につきましては、いわゆる財政融資資金、借入れの枠がいっぱい、十分ないということでありまして、合併特例債のほうに振り分けたものがございます。それから、個別の事業におきましては事業費の確定ということがございまして、合計で6,860万円の減額ということでございます。

補助災害復旧事業につきましては、こちらは災害復旧事業につきましての補助率が激甚の関係で

高額となったということと、事業の個別の事業につきましての確定ということで、1,240万の減額ということでございます。

過疎対策事業につきましては、事業費の確定によりまして780万円の減額ということでございまして、地方債合計、補正前では37億3,770万でございましたが、35億9,980万円にするものでございます。よろしくお願いいたします。

以下、詳細にわたりましては、もう1枚お配りをしております事業概要説明一覧表によりまして、ここで全体説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、おめくりをいただきまして、1ページの歳入からお願いをいたします。

まず、歳入のほうですが、地方揮発油譲与税でございます。こちらは、交付額の確定によりまして1,009万6,000円の増ということでございます。

自動車重量譲与税につきましても、411万8,000円の増。

利子割交付金16万4,000円の増。

配当割交付金、これにつきましては1,727万2,000円の減額でありまして、割合からいきますと非常に大きいわけではありますが、再確認いたしました。当初の28年度予算の時点で県が見込みの通知をいただきます。その見込みの通知によりまして、27年度より少し増額とする3,300万円組まさせていただきましたわけではありますが、今般、その精算といいますか、最終確定値が来て1,572万8,000円ということでございました。実際の、いわゆる配当というもの、いわゆる上場企業等の配当等につきましての20%の源泉の中の5%、この中から県の事務費を引いて、さらにその5分の3を市町村の割合で配分されるわけですけれども、これは少し割合が大きく、減少を見ております。

その次の株式等譲渡所得割交付金、こちらも1,202万8,000円の減額でございます。

こうしたものを見ますと、配当あるいは株式等の譲渡というものにつきましての経済の反映がここに出ておる面があるのかというふうにして捉えております。県の確定通知によりましての決定でございますので、御理解をお願いいたします。

地方消費税交付金でございます。これは8%のうち、1.7%を地方分ということで、1.4%が交付税の原資になってまいりますし、残り1.7……、失礼しました。1.7%のうちの1%が従来分で、0.7%分が社会保障財源化分と、こういうことでございます。こちらにつきましては、ここで確定したものでございますが、908万2,000円の減額ということでございます。従来分と社会保障財源化分につきましては、明細書いておりますが、こういうふうな金額となりました。

次、ゴルフ場利用税交付金ですが、こちらは289万7,000円、約20%程度の伸びがございました。ゴルフ客の郡上に対する増があったのかというふうに見てございます。

自動車取得税交付金983万5,000円の増でございます。エコカー減税等の対象が厳しい状況になっておりますので、税収としてふえておるということでございます。

地方交付税につきましては、特別交付税3月分につきましてはの精算ということで、これが入金をされておりますので、3億6,729万2,000円の増額ということで、特交の合計額が9億6,629万2,000円ということとなりました。おおむね前年度と見てほぼその金額に近い額でございます。

交通安全対策特別交付金につきましては、77万6,000円の減でございます。

農業費分担金、こちらは538万1,000円の減でございます。補正理由にいろいろと詳細書いておりますが、特に、いわゆる県営中山間の地元負担、分担金ですが、この部分で600万が69万3,000円になってございます。事業の繰り越しによりまして、地元負担をいただく機会を29年度に送っているものがありますので、28年度の末としては減額処分をしたというものでございます。

あと、続きまして、県単の土地改良事業分担金でございますが、こちらは大矢の揚水場の関係で28万3,000円の減。

農地農業用施設災害復旧費分担金、こちらは事業費の確定ということ。ずっと事業費の確定ということになってくるわけでございますけれども、3万8,000円の増でございます。

ライフライン保全対策事業分担金、こちらは事業費の確定と。

それから、歳入につきましては、後ほどの歳出と全部絡んでまいりますので、歳出のほうで明細を申し上げるということで、努めて簡素に申し上げたいと思いますので、済みません、よろしくお願いたします。

ライフラインにつきましては924万9,000円の減というふうになりました。

めくっていただきまして、公共土木施設災害復旧費の負担金ですが、689万1,000円の減。

地域公共交通確保維持改善事業費の補助金につきましては、67万2,000円でございます。

農山漁村振興交付金事業補助金39万1,000円の減。

地方創生交付金につきましては、それぞれ4つ項目を上げてございますけれども、合わせまして86万7,000円の減でございます。

個人番号カードの交付事務費の補助金につきましては、こちらは234万8,000円の減でございます。

個人番号カード交付事業費の補助金につきましても、480万3,000円の減でございます。こちらも後ほど歳出のほうで出てまいりますので、お願をいたします。

児童福祉施設整備費補助金3,215万5,000円の減でございますが、こちらは県補助金への組み替えでございます。こちらにつきましては、後ほど4ページの上から2段目に国補助制度からの変更ということで、県補助のほうに出ておりますので、お願いたします。

農産漁村のおみやげ農畜産物販売促進事業補助金ですが、78万4,000円の減、事業費の確定でございます。

社会資本整備総合交付金258万6,000円の減でございます。

木造住宅耐震診断国庫補助金、こちらも39万5,000円の減です。こちらも、実際の事業の件数、

その事業費の確定による減でございます。

木造住宅耐震補強工事国庫補助金につきましても、44万9,000円の減でございます。同様の理由でございます。

建築物耐震化事業国庫補助金、41万2,000円の減でございます。これは、地区集会所の関係でございます、これも事業費の確定によるものでございます。

消防施設等整備費の補助金ですが、これは耐震性貯水槽整備事業不採択ということで、2カ所不採択になりましたので、その分で421万2,000円の減でございます。

緊急消防援助隊設備整備費補助金ですが、いわゆる高規格の救急車、その関係でございます。これ、いわゆる入札によりましてその差金が減となったものでございます。

へき地児童生徒援助費の補助金67万円、これもスクールバスの購入関係で、実際の入札関係でございます。

伝統的建造物群保存対策費補助金、こちらも実際の事業費の確定によりまして227万5,000円の減でございます。

自主運行バス総合補助金につきましては、こちら補助金の確定によりまして6万7,000円の増を見ております。

土地利用規制等対策費交付金につきましては、これ、交付決定がございますので、その交付決定によりまして1万5,000円の減。

おめくりいただきまして、県清流の国地域振興補助金でございますが、こちらは事業費の確定ということで34万の減。

児童福祉施設整備費補助金、こちらは先ほど申し上げました浄心こどもの城の関係でございますが、国から県のほうへ移したものでございます。

農業委員会交付金等でございますが、交付金の確定によりまして104万7,000円の増でございます。

中山間地域等直接支払推進事業交付金、これも交付金の確定によりまして17万8,000円の減でございます。

学校給食地産地消推進事業補助金、こちらも事業の確定によりまして8万2,000円の減でございます。

元気な園芸特産産地育成対策事業補助金でございます。これも後ほど出てくるものでございますけど、事業の内容の一部変更もございました。そういうことで、事業費の確定によりまして52万1,000円の減でございます。

鳥獣被害防止総合対策事業補助金につきましては、事業費の確定によりまして、これは総延長等々のことでございますが、そういうものが当初の見積もりの減ったものがございまして、299万7,000円の減でございます。

経営所得安定対策推進事務費、こちらは事業費の確定によりまして14万2,000円の減でございます。

小水力発電活用支援事業補助金、こちらにつきましても事業費の確定によりまして601万6,000円の減でございます。

機構集積協力金、こちらにつきましても一部制度改正がございました。そういうことによりまして、実際の歳出のほうで出てまいりますけれども、実際の事業の減額が確定して減額してございますので、901万3,000円の減を見てございます。

強い畜産構造改革支援事業補助金につきましては、これも一部牛舎をやられるものが中止になったりしてございますし、その他事業費の確定によりまして476万1,000円の減となりました。

小規模農家組織化支援事業補助金につきましては、こちらにも事業費の確定ということで、一部、その大和の農事組合法人ですが、そちらの事業の内容も変わってございまして、467万8,000円の減でございます。

元気な農業産地機構構造改革支援事業につきましては、こちらにも、いわゆるめぐみの農協のライスセンター、和良の色選別機、ひるがのだいこんの自走式防除機の関係につきましても、事業費の縮減がございましたので、その事業費の確定に伴いまして498万8,000円の減額を見てございます。

県単土地改良事業補助金ですが、こちらにも事業費の確定で120万6,000円の減でございます。

環境保全型農業直接支援対策事業補助金、こちらにも事業費の確定でございます。2万5,000円の減。

次のページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

多面的機能支払交付金につきましては、こちらにも事業の確定によりまして200万7,000円の減でございます。

有害鳥獣捕獲奨励金でございます。こちらにも実際の捕獲頭数が減って固まってきた時点で事業の確定ということで、これにつきましては205万6,000円の増ということでございます。

森林整備地域活動支援交付金につきましては、事業費の確定と、ということで133万2,000円の減でございます。

県単の林道整備事業補助金につきましては、事業費の確定。3万6,000円の減。

道整備交付金につきましても、事業費の確定、34万1,000円の減。

清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金につきましては、こちらにもニホンジカの捕獲とか、里山林整備ということでございますが、事業費の確定によりまして1,637万8,000円の減でございます。

森林環境保全直接支援事業補助金ですが、こちらは事業費の確定によりまして増を見てございます。98万6,000円。

次のページ、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金、こちらにつきましても、いわゆる捕

獲事業の頭数の減ということで500万円の減を見てございます。

合板・製材生産性強化対策事業補助金でございますが、これは市有林の関係でございます。こちらにつきましては事業の増がございまして84万3,000円の増額でございます。

県管理道民有地樹木伐採事業補助金でございます。これも事業費の確定52万4,000円の減でございます。

木造住宅耐震診断補助金につきましても、件数が当初より少ない件数でございまして、19万8,000円減でございます。

ライフライン保全対策事業補助事業につきましては、後ほど歳出のほうで説明いたしますが、事業の減がございまして、462万4,000円の減でございます。

認定こども園幼稚園部の整備事業補助金につきましては、事業の確定で40万4,000円の増でございます。

スポーツのまちづくり支援事業補助金、こちらは長良川清流ウオークの関係ですが、こちらにつきましても16万1,000円、これは補助金交付改正が変わって、特に中小のイベントも対象になっておったんですけど、国際的イベント、大規模イベントを対象とされたということによりまして皆減という形になってございます。

清流の国ぎふ推進補助金につきまして、これは事業費の確定、スノーモービルの購入関係ですけど、2万1,000円の減でございます。

8ページお願いをいたします。

林業用施設災害復旧費の補助金であります。こちらは補助率の確定によりまして、先ほど申し上げましたように、いわゆる激甚指定がございまして、多いものでは50%補助が90%を超える補助という形で高率補助になっております。ありがたいことではございましたが、こちらは全体で572万の増でございます。

参議院議員選挙と県知事選挙、それぞれ822万3,000円、986万8,000円の減でございます。これは実際の事業費の確定に見合った形で県からの委託金の減でございます。

○議長（渡辺友三君） 理事、説明の途中ですが、ここで休憩をとります。

○理事兼総務部長（田中義久君） そうですか。

○議長（渡辺友三君） 説明の途中ですけれども、ここで暫時休憩といたします。10分の休憩。11時10分を再開予定といたします。

(午前11時00分)

---

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時09分)

---

○議長（渡辺友三君） それでは、説明をお願いいたします。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、続いてよろしくをお願いいたします。

8ページの上から4つ目です。

基幹統計調査費委託金、12万円の減でございます。

県管理道路除雪委託金、こちらは県の分を市が除雪したものにつきまして県からいただいておりますが、430万6,000円の増となりました。

立木売払の収入につきましては、これは市有林あるいは市有地から立木を売り払ったものでございますが、一部、当初見積もっておりました材積が過大であったものもございまして、特に足代山の部分の間伐のところで大きな減を見ておるわけでございますけれども、トータルとしまして499万1,000円の減額となりました。

一般寄附68万4,000円。右に書いてあるような明細でございます。

あと、ふるさと寄附金のそれぞれ寄附者の御意思によりまして6つの目的をもった寄附金という形で分けてございますが、ごらんいただいたようなことでございまして、それぞれ13万、7万円、1万7,000円、1万円、22万円、318万5,000円と、このような金額を増額とさせていただきます。こちらにつきましては、平成29年の1月から3月31日までに申し出のあった寄附金ということでございまして、後ほどの6月補正のほうで基金から繰り出して、一般財源の財源としてこれを使わせていただくものでございます。

特別会計の繰入金ですけど、宅地開発特別会計からはこれを繰入金の確定ということで1,180万9,000円。

小水力発電事業特別会計からは230万7,000円でございます。

財政調整基金の繰入金につきましては、全額を皆減という形にしておりますが、当初あるいは6月補正でこうした財源を見ておったわけですが、年度末まで来まして、一般財源で対応可能なものにつきましてはそれで手当てすると、等々のことによりまして全額を戻し入れといえますか、基金取り崩しを結果としてしなくても済んだと、こういうことでございます。

公共施設整備基金につきましても、一部そういうふうな手配ができました。観光施設整備事業の中で、これ、駅舎の改修等ですが、これらも一財で賄ったということでございまして、1億4,459万6,000円減額させることができました。

造林事業の受託収入でございますが、これは森林総研との分収造林の関係がございまして、173万の減額でございます。

ライフラインの保全対策事業受託事業、こちら中電からのものでございますが、こちらは逆に

180万3,000円増額をさせていただきます。

農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業負担金につきましては、事業の確定、8万7,000円の減。移転補償金につきましては、国道改良に伴います防火水槽の移転で298万2,000円の増でございます。

10ページをごらんください。

合併特例債、以下起債の関係ですけれども、それぞれの事業に充てている起債の確定によります減等でございますが。

一番上は総務債のほうです。140万の減。自主運行バスの事業費の確定ですね。相生線。

それから、農業債につきましては、それぞれ掲載されているようなところの事業費の確定。特に県営中山間地域農村活性化事業等につきまして配分が減ったものがございますので、そういうふうなものにつきましてこちらの負担分も減っておるというところで減額を見てございます。3,250万の減でございます。

過疎対策事業債につきましては、こちらは事業費の確定によりまして300万円の増。

辺地対策事業債につきましては、210万円の減。

過疎対策事業債につきましても、110万円の減でございます。

11ページのほうの合併特例債につきましては事業費の確定でございますが、特にその下の一部、財政融資資金の関係で辺地のほうを減らして合特のほうに持ってきているものがございます。その下の段の大和：剣54号線他というところで、こちらで減額してこちらへ持ってきておるものがございますけれども、そうした、先ほどの起債の補正を御説明しましたような部分の財源のやりくりもでございます。

上から3つ目の過疎対策事業債、事業費の確定ということで970万の減。

次、河川のほうの合特、事業費の確定で510万の減。

それから、都市整備債につきましては、これは電柱の埋設の関係等でございますが、これも事業費の確定ということで1,850万の減。

消防債につきましては、耐震性貯水槽の関係で100万円の減。

小学校債、こちらは大和北小学校のスクールバスの関係で、こちらは地方債区分の変更によりましての増額ということで、その下の段の辺地からこちらへ持ってきてございます。170万の増でございます。

その下はその関係で減額がございます。

公共土木施設災害復旧債につきましては、事業の確定でございます。榎谷川他というところで350万の減。

歳入のほうの最後でございますが、12ページ。

林業用施設災害復旧債ということで、事業費の確定によりまして890万の減。

以上、歳入の編、大変長く説明がちょっと下手でしたけれども、1億543万5,000円の全体としての減額補正でございます。

続きまして、13ページ以降、歳出になります。よろしく願いいたします。

初めに、市有林の整備事業につきましては、一番上は先ほども出ましたが、石徹白水后山につきまして森林総合研究所の分収造林の契約で減を見ておりますし、以下のところにつきましては現場の形状とか実施計画の変更等によりましてそれぞれ事業費の減額を見ております。合計で1,137万1,000円の減でございます。

ふるさと応援基金積立金は、先ほどの4月から12月分の3,299万7,000円に、先ほど歳入計上しました363万2,000円をここで上げてございます。基金に積み立てるということでございます。28年度の合計のふるさと寄附金につきましては、補正後の3,662万9,000円になるわけでございます。

バス運行経費につきましては、これは補助金の確定によりまして一般財源をふやしておるものがございます。

地方交通線の車両整備事業は、自主運行バス相生線の車両の購入でございます。こちらは、いわゆる入札によりまして減額を見ております。104万5,000円でございます。

土地利用対策経費1万4,000円の減、交付決定によるものです。

地方交通対策経費につきましては、補助金の確定で増となっております。

地域公共交通確保維持改善事業につきましても、これは補助金の確定によりますが、これは国庫支出金の減でございまして、県の支出金も減でございまして、一般財源で手当てしてございます。

インストラクター等養成スクール準備事業、以下総合戦略。これ、総合戦略ですね。この関係も一部国庫支出金の減がございました。

14ページから山村地域活性化事業ですが、これは八幡町の川合地区で行っております取り組みでありまして、事業費の確定で39万3,000円の減でございます。

戸籍住民基本台帳事務経費でございますが、これはいわゆる個人番号カードの交付事業に係る交付金の確定ということであります。国から郡上市に交付金をいただきまして、またこの郡上市からJ-LISといひまして地方公共団体情報システム機構に対してお金を納めるものがございます。国から来て10分の10J-LISに納めるということでございます。

上段、下段がありますけど、28年度の当初分として406万6,000円の通知、いわゆる補助金通知があったものが、28年度分として確定して341万2,000円。それから、補正分とありますのは、27年度分の事業を国のJ-LISで組まれた分につきまして、国から追加の補正がありまして1,066万9,000円組んでおりましたが、この分が確定して668万4,000円となったものがございます。合わせまして463万9,000円の減でございます。

参議院、県知事選挙につきましては、先ほど歳入で申し上げたとおりのことをごさいます、実際の事業費の確定によるものをごさいます。それぞれこの金額の減額をごさいます。

工業統計以下、いわゆる統計調査費をごさいます、こちらも事業費の確定によりまして事業費の減額を見てごさいます。

認定こども園保育園部の整備事業につきましても、事業費の確定によって減額をごさいます。浄心こどもの城の整備事業をごさいます。114万9,000円の減。

農業委員会の職員給与費につきましては、これは県支出金の増額がありまして、一般財源を減額するものをごさいます。

学校給食地産地消推進事業、こちらは事業費の確定によりまして16万4,000円の減。

元気な園芸特産産地育成対策事業につきましては、こちらは実際、この高鷲でユリの予冷库ユニット2組とありますが、当初は新規で購入予定であったものが既設の改良で対応ができるというもので、そもそもの事業費の減額を見てごさいます。

それから、実際、入札して、そこで減額が見られたということで、合わせまして83万5,000円の減額をごさいます。

中山間地域等直接支払推進事業につきましては、補助金の確定によりまして17万円の減をごさいます。

元気な農業産地構造改革支援事業につきましては、これも和良のライスセンターの色選別機であります、既存のラインの活用で、いわゆる新規導入する仕様につきまして変更をごさいます、事業費自体が減額となっております。先ほどのユリの予冷库も含めて、それぞれ現場における当初の目的は達成しておるわけをごさいますけれども、ライスセンターにつきましても1,660万が1,160万、ひるがのだいこんの自走式防除機につきましても、これも減額ということでごさいます、合計で798万1,000円の減をごさいます。

小水力発電活用支援事業につきましては、事業費の確定ということで、820万4,000円の減をごさいます。

有害鳥獣対策地域力支援事業であります、これはいわゆる電気柵、その他の柵等が、いわゆる恒久柵の整備が大分進んできているということをごさいます。それから、現場におけるこの柵も5年間はこれで改善ができないということがありますので、等々なことで防除対策も進んできたということもごさいますけれども、大きく地元からの御要望が当初見込みよりは少なかったと、こういうことをごさいます、285万4,000円の減額を見ております。

総合鳥獣被害防止施設整備事業であります、こちらは2地区の減、延長で6,300メートルの減等々ごさいます、473万3,000円の減をごさいます。

水田農業推進事業、こちらも事業費の確定によりまして14万2,000円の減をごさいます。

機構集積協力金事業ですが、28年度中に、いわゆる制度改正がございました。それによりまして、つけかえも従来は含めておったわけですけれども、新規分だけが対象になると、こういうことで、実際の対象が大きく減少したというものでございます。結果としまして、901万3,000円の減ということでございます。

小規模農家組織化支援事業につきましては、こちらは大和のファットリエ栗巣の農事組合法人ですが、この玄米の調製施設、赤外線乾燥施設、こういうものを別の、いわゆる利用集積事業で9月補正で対応したものがありましたので、実際は5台を1台にする等のことがありまして、その分減額となりました。513万7,000円でございます。

農山漁村のおみやげ農畜産物販売促進事業につきましては、これは事業費の確定でございます。明宝の新鮮朝市、郡上旬彩館、それぞれ整備事業を行ったものでございます。120万9,000円の減。

強い畜産構造改革支援事業でございますが、これ、大きくは明細にありますけれども、和良の牛舎、こちらが農家の御都合によりまして事業が中止となりまして1,000万予定しておったものがその皆減ということでございまして、その他の高鷲、明宝の取り組み含めまして931万5,000円の減額でございます。

多面的機能支払交付金事業でございますが、これも事業の確定によりまして48万8,000円の減。

多面的、今の同じですが、これは長寿命化のほうであります事業費の確定によりまして93万5,000円の減でございます。

環境保全型農業直接支援対策事業でございますが、いわゆる有機農業、基準に達する有機農業をやられておるものに対する補助ですが、対象面積の減がございまして、3万5,000円の減額でございます。

市単の土地改良事業につきましては、小水力発電事業特別会計からの繰入金金の確定ということで、財源更正でございます。

同じく県単土地改良事業、これは事業費の確定ですね。こちらによりまして283万7,000円の減でございます。

県営郡上南部広域営農団地農道整備事業、こちらも事業費の確定によりまして630万円の減でございます。

県営中山間地域農村活性化事業分担金でございます。こちらは事業費の確定によりまして370万円の減額でございます。

県営地域用水環境整備事業につきましてはありますが、こちら、明細のほうで、気良のこの小水力発電施設が500万から30万に大きく下がっているわけですけど、この全体の中では阿多岐の発電施設の関係もあるわけですが、県の事業配分が減った中で、市としては阿多岐を中心に今回整備をしまして、明宝のほうを減額させたということで大きく下がってございます。全体として470万円

の事業費確定によりましての減額でございます。

県営のため池整備事業、事業費の確定によりまして45万円の減。

県営農道施設強化対策事業につきまして、これは県の事業の配分によりまして減額を見ておるわけですが、2,620万、大きな減額となっております。

多面的機能支払交付金事業、農地維持の支払いですが、こちらも事業費の確定によりまして125万4,000円の減でございます。

続きまして、県営基幹農道整備事業ですが、これは高鷲の西洞の関係のものですけど、これも地方債の確定によりまして財源更正を見ております。

【森林・環境事業】里山林整備事業ですが、事業費の確定によりましてそれぞれあるわけですが、合計で240万6,000円の減でございます。

森林整備地域活動支援交付金事業、これも事業費の確定によりまして373万9,000円の減でございます。

ニホンジカ捕獲事業でございます。こちらはいわゆる猟期中のシカの捕獲であります。これにつきましても当初の見通し2,500頭から実際は1,103頭ということで減ということによりまして、1,397万円の減でございます。

18ページをごらんください。

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業でございますが、こちらは事業費の確定によりまして全体で1万1,000円の減額でございます。

県単林道整備事業、事業費の確定によりまして7万1,000円の減。

過疎対策林道整備事業、これも地方債の確定で、財源の更正がございます。

道整備交付金事業であります。事業費の確定によりまして335万9,000円の減額でございます。

産業振興拠点施設の整備事業ですが、これは先ほど少し申し上げました、これはいわゆる繰越明許費の中でも出てまいったものでございますけど、既設の商工会館の解体に伴いまして、急遽、仮設工事、安全性を高めるという対策と駐車場内における車の動きを、動線を示すというふうな関係を手配したということによりまして118万6,000円増額を見たものでございます。

大学生等就職者確保対策事業以下、この総合戦略3件でございますが、それぞれ国庫支出金の減に対しましての財源更正でございます。一財対応であります。

観光施設整備事業ですが、以下、ここから過疎対策道路整備事業まで、全部これはいわゆる市債の対応等によりまして財源更正でございます。合併特例債を使えるものは使ったということでございます。

あとは事業費の確定でございますし、また八幡駅の改修につきましては、先ほど申し上げました公共施設整備基金を戻し入れしたというものがございます。

飛びまして、辺地対策道路整備事業につきましては、事業費の確定によりまして440万円の減を見ております。

19ページ、県営道路改良事業負担経費であります。これも事業の確定によりまして310万円の減額でございます。

社会資本整備総合交付金事業であります。こちらも事業費の確定ということで348万1,000円の減でございます。

道路除雪経費につきましては、1枚、きょうお手元の資料、四、五枚お配りした中に道路除雪経費の委託費の資料というものでおつけをさせていただきました。ここの今回の事業費の明細で上げております総事業費としましては、最終的に3月末までに一度補正をさせていただいて、二度目の補正ということで、最終的に専決で1億2,750万つけさせていただきました。したがって、道路除雪経費の最終合計額が5億4,296万7,000円というふうになってございますが、委託料につきましてはこの補正理由にありますような金額でございまして、この分につきましてはの明細がお手元にお配りをした資料でございます。地域別、それから月別にどれだけ道路除雪経費、委託料がかかったかということでありまして、委託料の資料としまして提出をさせていただきました。最終合計として4億8,244万1,000円ということでございます。

続きまして4番目、公共急傾斜地崩壊対策事業、これは地方債の確定で財源更正でございます一財で対応してございます。

河川自然災害防止事業、事業費の確定によるものでございまして、230万円の減でございます。

都市再生整備計画事業ですが、防災設備あるいは、これは防災用の消火栓等を含むわけですけれども、あるいは電線の地中化ですか、そういう等々の事業につきまして事業費の確定によりまして2,283万3,000円の減でございます。

木造住宅耐震診断事業につきましては、件数が30件が13件、139万4,000円の予算が60万4,000円ということでございまして、79万円の減でございます。

木造住宅耐震補強工事補助事業でございます。こちらはそれぞれ書いておりますように、明細出しておるとおりでございまして、合計3件ありますが、44万9,000円の減額となりました。

消防施設維持管理経費でございます。こちらは、いわゆる諸収入のほうで2カ所、美並の上田と明宝の大谷につきましての移転補償の関係で補償費が入っておりますので、それで財源充当をしております。

消防施設整備事業であります。ごらんをいただきましたように、当初組んでおったものが先ほど歳入でも言いましたように、大和の福田分、あるいは白鳥の野添の分ですね、等々が県からの補助もなく、それで29年度の当初に移したものでございまして、事業の確定等含めまして751万9,000円の減でございます。

消防車両の整備事業につきましては、高規格自動車整備事業、救急車ですが、こちらで288万の減額を見てございます。事業の確定であります。

地区集会所耐震補強事業補助金につきましては、今年度、八幡の東乙原、白鳥の那留、和良の野尻でありましたが、国の国庫補助金が3分の1ありますので、それで入れまして、一般財源、それの精算ということ。補助金が確定したということでございまして、財源を更正をしてございます。一般財源で充ててございます。

ライフライン保全対策事業につきましては、実に1,669万3,000円の減となりました。特に河鹿地区とほか6地区で合計でこの金額の減となったことにつきましては、地権者が不明であったもの、あるいは地権者から承諾が得られなかったもの、それからもう1点は補助で間伐等の保育事業をしておるものは5年間手をつけられないということがございまして、一部、その区域が当初の予定した区域に入っておったということで、相当交渉をやったり、精査して職員としては対応したわけですが、結果としまして事業が遂行できなかったというものでございます。担当しましては、29年度に向けまして、こういうことになれば早目に別で必要なところで移しかえてやるようにこれは手配をしたいということを申ししておりますが、よろしく願いいたします。

20ページです。

スクールバスの整備事業、これ、大和北小のスクールバス。事業費の確定でございまして、258万5,000円の減。

認定こども園幼稚園部の整備事業、こちらは補助金の確定によりまして一般財源を減らすことができました。

伝建修理・修景事業につきましては、こちらと同じように補助金の確定によりまして一般財源を減らすことができました。

伝建の防災事業につきましては、事業費の確定ということで338万8,000円の減でございしますが、消火栓設置工事、明細見てもらいますと422万8,000円がゼロになってございます。こちらにつきましては、5カ所当初、消火栓をこのエリア内につけようということでやっておりましたが、地形的あるいは狭隘な道路の関係でなかなか難しいぐあいがございまして、文化庁等々の協議の中で、一旦留保、保留したものでございます。対策につきましては、事業を再度精査して、後ほどに延期をさせてもらうものでございます。

生涯スポーツ振興事業につきましては、県補助金の確定によりまして、先ほど申しあげましたように、長良川清流ウォークが皆減となりました。全国レクリエーション大会につきましても減額というふうなことで、財源につきまして一般財源を対応したものでございます。

スポーツ大会の開催事業、スノーモービルの購入につきましては、いわゆるこれだけ安く買えたということで2万7,000円減額でございます。

単独災害復旧事業、分担金の確定でございます。一般財源を減としてでございます。

現年補助災害復旧事業（林業用施設）、これも補助率の確定によりまして、市の市債が減りましたし、一般財源がふえたというふうなことでございます。

最後に、公共土木の施設、事業費の確定によりまして1,033万の減と、こういうことでございます。

ちょっと非常に多かったものですから説明が十分でなかったと思いますけど、以上、事業概要説明一覧表によりましての説明とさせていただきます。

3月31日付の専決処分ということで、十分各課との精査の上でさせていただきましたので、御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） まず、13ページの地方交通線車両整備事業のことと、そして19ページの消防車両整備事業の件と、20ページのスクールバス整備事業の件ですけれども。

まず、地方交通線車両整備事業のこの相生のバス、これを10%安く買えたというような計算ですし、19ページの消防車両、これも10%ほどの安く買えたということですし、20ページのスクールバス整備事業、大和北小のスクールバス、これは33%安く買えたというふうに理解をいたしますが。

これ、大和の場合は33%もこうも安く買えとることなんですが、近年のこのバスの価格というものは、そう変動はないというふうにお聞きしておりますけれども、当初の予算の見方で、これ33%のものをこうなるということは、ほかの自主バスとかの係同士ですね、部ごとですね、のその予算立ての見立てが違わないかというようなことを思うわけでございますが、そのあたりは総務部としては、担当部、担当委員会において、どのような形で指導されておるかということをお聞きしたいということを思います。

そして、20ページのこの伝建防災事業のことで、今、理事が説明された消火栓、文化庁と相談した結果というか、ちょっとその内容が余計、これ一番やらなあかんようなことが保留になったということが非常に何かいかなんということを思っておるんですが、ちょっともう一回そのあたりの説明をいただきたいと思います。

あと、さらに20ページのスポーツ大会開催事業、スノーモービル購入が140万ほどで買っておられますが、この管理についてはどういうところに保管されて、市の備品として管理者はどのような管理をされておるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 総務部としては、入札関係で総論的なお話にさせていただきたいと思いますが、車両の購入等につきましては、現在、指名委員会におきましてはほぼ市内の自動車の取り扱いの業者の方だけに、もっとも消防車両で艤装を伴う、大規模な変更を伴うものは、もちろん郡上で対応できないものがありますので、岐阜市まで業者を広げている場合がありますが、このような場合ですと、市内の業者16社でございますが、大和北小のスクールバスの購入事業につきましては66.33%という実に低い入札をしていただけたということでありまして、それぞれ入札時にその結果も発表はしておるわけですが、大変最大限の地域、たまたまこれは業者の方が大和の学校へということもあったかもしれませんが、いずれにしても、いわゆる車両の当初の設計価格につきましては十分な見積もりを数社からとった上での適正な見積もりをした上ででございますので、事業者の方の非常な出精値引きといいますか、そういう御努力の結果だというふうにして受けとめてございます。

あと、それぞれ所管の部から各部長からただいまの説明につきましての対応をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、20ページの伝建防災事業の消火栓の設置工事の件でございますが、こちらのほう、当初、5カ所を予定しておりました。そのうち、道路敷に——道路敷と申しますか、市の土地でございますが、こちらのほうに設置をするというような予定でございましたが、やはり道路のほうがちよっと非常に狭くなるということが2カ所、それからもう1カ所はちよっと道路には設置できませんので、民地というところでしたけれども、これまたちよっと交渉のほうをしておりませんでしたので、まだ確定してなかったと。

それからもう1カ所につきましては、事業費が道路の構造の中に凍結防止用のヒーティングが入っていることが判明をいたしまして、これを避けて消火栓を設置をしようと思いますと非常に高額になるということがわかりまして見送ったということと。

それからもう1件は、市有地のところでオーケーでございましたが、文化庁のほうとちよっと協議をさせていただいたには、このうちの先ほどの1カ所はもうオーケーでできるということ、それからもう1カ所は事業費が高額でございますが、当初予定しました5カ所分の事業費ですね、これの中では一応おさまるというような予定でございましたが、文化庁のほうとの協議のほうでは、やはりこの5カ所というのを選定した以上、これを例えば2カ所に減らすとかといったようなことは、後々、まだこの事業そのものが29年度、30年度にも一応予定されておりますので、一旦、この28年度のものにつきましては、29年のもし国庫補助のほうがあれば、例えば補正でありましたり、あるいは30年度のほうの予算でもう一度計上するほうが望ましいといったようなご指導を受けまして、

全部落とさせていただいたという状況でございます。

それから、スポーツ大会のほうのこのスノーモービルでございますが、こちらのほうはクロスカントリー用の後ろに引きますコースカッターを牽引をいたしますそのスノーモービルでございますが、これにつきましては強化指定種目になっておりますスノーボードも含めましたスキーのほうでございますが、スキー協議会のほうにお預けをして管理をお願いするというふうにしてございます。以上でございます。

(挙手する者あり)

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） この伝建の防災事業について再質問いたしますが。

5カ所をもう減らすことはできない。5カ所つくらんなんらんとということで、今、ちょうど伝建の場所的に5カ所はしっかりと私、これわからないんですけども、建設部のほうで無電柱化のことに伴って、そういうピットをつくってずっと工事やっていますね。その中で、もちろん、水道の管もなぶらんなんともたくさん、多数ダブってあるんです。水道の管につきましても下水につきましても、仮設で横に出したりしてある場所があるんですが。

これ、同じような場所にもし設置しようと思ったら、今やっるところを。建設部とも相談されながら、場所を変えてもできるはずの場所やったって——工事に伴ってですよ——あつたはずだと私は思うんです。もし今度あそこ完成して、今、無電柱の場所結構完成してきて、給水排水等にも完成を見ることとなりますが、それからまた取り出してつけるなんていうこととなりますと結構二重手間の部分がありまして、そのあたりは建設部さんのほうとも、場所を今やっったところの、無電柱やっったところの場所とダブった場所の計画地があつたのかどうか、そのあたり、協議を建設部とされたのかどうか等々をお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） こちらでございますが、伝建地区の防災計画というのを27年度に立てておりまして、その中で100トンの耐震性の防火水槽2基、これは予定どおり予定の場所に埋めさせていただきました。

この消火栓の場所の特定につきましては、5基というのがそれが近いところに例えば5基ございまして、そのカバーできるという範囲が狭まりません。この5基の決定につきましては、一応現在の消火栓ではカバーできないという部分でございまして、例えば場所を動かすということにつきましてもやはり余り遠く離れてしまったりとかといったことがございますと、そこだけが空白地帯になってしまうといったようなことがございますので、改めましてこの5基につきましてはその位置につきまして、再度、詳細検討をしたいということでございます。

それから、建設部のほうとは詳細なほうの打ち合わせというのはしてございませんでしたが、総

務部のほうの消防担当のほうとは現在詰めておりまして、一応この5基のほうにつきましては、先ほど申しあげました場所のほうを特定し、もし財源のほうが、国庫のほうが補正等であるといったような機会がございましたら補正で、そうでない場合には30年度、新年度のほうの事業のほうに再度計上をしていきたいというふうに考えております。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 5番 山川直保君。

○5番(山川直保君) 私、またお願いしておきますけれども、もちろん、これ、環境水道のほうにもかかりますが、そうした部と部のことを風通しよく相談もされて、もしできる場所も多分あったんじゃないかなということを今、現地を産建委員会で見たときにも、そうやって入れればそういうところに計画されてもできたんじゃないかというような場所ってあるんでないかなということも思いまして意見を申しあげましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長(渡辺友三君) そのほか質疑ございますか。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 18番 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) 8ページの立木の売り払いの間伐の足代山のことで、説明のときにただ材積が減ったという説明やったと思ひますけれども、これ、面積が減ったのか、それとも材積の出し方がちょっと間違つとったといひますか、適当でなかつたのか、どちらかちょっとお知らせをいただきたいと思ひます。

○議長(渡辺友三君) 答弁は。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長(田中義久君) はい、すいませぬ。

先ほど申しあげた中で、足代山の作業道開設に伴ひまして、これ、3本作業道があるわけでありませぬけれども、そこで出てくるであろう立木というもので、實際のことを言ひますと、ここで材積としましては、これはA材、C材まで含めて4種類に分けて当初から見積もつてはおつたわけですが、全体の材積としては1,700立米を見ておつたわけですが。

それが実績としては、例えば足代山間伐委託業務でいきますと1,700立米見ていたものが700立米の實際の材積であつたと、こういうことであります。

それで、1ヘクタールでどれだけ出るかということにつきましては、もちろん、その間伐が3割少しして、それから搬出可能な立木が平均的にどうかとか、あるいはその中における材積、木のその育ちぐあいも、あるいは傷みぐあいもありますから、そういうものを全体として立木の売り払いの試算としまして計算をしておつたわけでありませぬ。

郡上市の中でも28年度までは総務部財務課におきまして市有林の管理をしておりましたが、その時代におきましても林務課とも連携をとりまして、材積の試算というものを出してきたわけであり  
ます。

したがいまして、今申し上げましたように、当初の1,700立米の試算というのはやはり過大過ぎ  
たということで、それに基づいてその当初の歳入予算を組んでおりましたから、それが700立米に  
なるというふうなことでありましたので、結果的にそういうこと、最初の試算が過大であったとい  
うふうにして反省をしておるようなことでございます。

相当自分も財務課とやりとりしながら、実際に取りこぼしがいないかとか、計算の誤りがいないか  
というふうにずっと追跡しましたけれども、結果的にはやはり当初の試算というのは過大であった  
というふうに見ておりますので、実態は施業的には間伐率の30%は達成しておりますし、搬出の材積  
が地形的に稼げなかったということもありましたし、当該間伐エリアの間伐対象木が全体的に細く  
て、材積を稼げなかったということも重ねてあったということでもありますので、そういうことで相  
当当初予算に対しまして減額したということでございます。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 18番 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) 今の説明ですと、一応面積的には事業は完了したと。ただ、出してくる、  
利用できる量が非常に少なかったというふうなことで。ただ、これはやっぱり当初のときから、こ  
れは大体見てどのぐらい出せるのかと。山にこндаけ材積があるという計算はそれはしても、それ  
が山に置いてこんならんものか、出せるものかということ、これ、売払収入ですので、収入が見  
込めるものを書いてもらわんと。幾ら山にたくさん材積があっても、収入とならない部分はやは  
り収入に見込めんということですので、そこら辺のことはもうちょっと精査をしていただきたいな  
ということをお思いますし、これ約1,000立方で500万ということは、大体立米5,000円ぐらいですね。  
その売り上げた金がこндаけで、要するに費用はかかっておらなんだのかおるかということがあ  
るんですが、そこら辺は別途のところ、これは差し引きでこндаけ収入があったのか、それとも売  
れた金額がこれだけだったのか、そのことについてはどういうことになっておるか、お聞かせを  
いただきたいとお思います。

○議長(渡辺友三君) 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長(田中義久君) まず、この足代山の間伐の委託業務につきましては、全体で当初  
は11.35ヘクタールを計画をしまして、結果として13.32ヘクタールを行ったということですので、  
面積的には少しさらに余分に実績としては上げておるわけでございます。

間伐及び支障木の運搬につきましては運搬経費というのを見ておまして、こちらにつきまして

は歳出の一番最初のところですか。13ページのほうの間伐材及び支障木の運搬経費ということを見ておまして、当初は633万3,000円見ておったものが418万1,000円ということで、実際に持ち出した材積が当然減っておりますので、そういうことの中で215万2,000円減額を見たので、こういうことでございます。

6月補正時には間伐材の伐採を1,700立米で、これで374万と、こういうふうな金額を見ておったわけですが、その補正時におきましては機械費を含んでおりませんでしたので、当初ないものです。そういうふうなものを含めて、いずれにしましてもここで間伐についての材の搬出経費というのはこういう形で運搬経費を別に見させてもらっておるということですので、お願いします。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 18番 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) これは間伐事業そのものにやっぱりかかわることであって、これは市は事業をする体力があるという。でも、個人として見ると、これはこのことをやってどれだけかならんと山の間伐というのはできませんので、やっぱりそこら辺のところをもうちょっと何と申しますかな、こっだけやってこういうという説明のできるようなことを、何と申しますか、データとして持ってもらえるものをつくっておいていただきたいというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長(渡辺友三君) そのほかまだございますか。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) そうしましたら、午後から。ここで暫時休憩をいたします。再開は1時を予定いたします。

(午後 0時01分)

---

○議長(渡辺友三君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 0時59分)

---

○議長(渡辺友三君) 田中理事兼総務部長より発言を求められておりますので、許可いたします。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長(田中義久君) 先ほど午前の最後のところで美谷添議員さんから御質問があった関係ですけれども、ちょっと資料見ましたら取りまとめたものもありましたので、ちょっと簡単に御報告しますけれども。

足代山のこの間伐事業につきましては、先ほど申し上げたように13.32ヘクタールを行ったということでありまして、それで、事業費としては830万7,360円ということで、それからもう一つは、運

搬経費ですね。これが222万6,597円ということで、全体の経費としては1,053万3,000円余の経費があります。

これに対しまして、立木の売り払いの、これは市場の手数料を引いた後の金額ですけど、572万1,838円と、こういうことであります。これに県の今の事業が入っていますので、補助金が564万4,895円ですから、この市に入ったお金を足しますと1,136万6,733円ということで、この差し引きを見ると補助金も入れた形で、市としては83万2,776円の一応純益といいますか、もうけといいますか、こういうふうに黒字であったと、こういうことで御報告をしたいと思えます。

なお、1平方あたりでは、これが大体700立方ですから、700立方で割れば1,200円ということですので、森林組合でも2,500円程度はというふうに要望してみえる世界からいけば、やはり材質等の問題で少しその入りが薄かったなど、こういうことはあるというふうには思いますが。

以上申し上げまして、先ほどの追加の御説明にさせていただきます。

○議長（渡辺友三君） 続きまして、細川竜弥君からも発言が求められております。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 先ほど山川議員のほうの御質問にございました伝建防災事業の消火栓のほうの設置の工事に係りまして、建設部とのほうの協議調整というのはということで、私のほうは特段しておりませんという発言させていただきましたが、実は今回のこの5カ所につきましては、一番最初に建設部のほうとこの5カ所が工事場所であったり、そういったところがかぶってないかというような調整をさせていただいて、たまたまですけれども、なかったものですから、それ以後、調整はしていなかったということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、引き続き質問ございますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田でございます。お願いします。

ページは19ページの一番下のライフラインの保全対策事業についてであります。この補正前に対して補正額の割合が結構高いんですね。3分の1ぐらいになりますか。したがって、多額の事業ができなかったというふうに解釈できると思いますが、この右側のほうの説明のところ、先ほど部長のほうからは地権者の同意が得られないといいますか、拒否されましたので、こういうケースでできなかったというふうに言われたわけです。

そこで質問なんですが、河鹿地区ほか6地区のどういうライフラインができなかったのか。それによって大事なことは、ライフラインというと生活の必需的な部分ですので、それができないことによって市民生活に支障がないのかどうなのか。もし支障がなければ、そもそも必要のなかった工事やということになってしまいます。この後がどうなるのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

います。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、平成28年度のライフラインの保全対策事業につきまして申し上げたいと思いますけれども。

まず、28年度におきましては、八幡では河鹿地区、洲河地区、大和の神路地区、白鳥の石徹白地区、明宝の小川地区、和良の宮代地区と、これだけ6地区におきましてライフラインの保全対策事業。それから、支障木の伐採で配電線路の確保ということで、明宝の気良地区で2カ所やっております。

それで、一番難しかったところは、小川で予定額で言うと2,270万のところを1,235万と、こういうふうなことになりましたし、石徹白地区ですと1,083万のところ、470万ですから、やはり出来高といいますか、それが50%を切っておるようなことでございます。

また、大和町神路地区でも675万に対して440万円というふうなことで、ちょっと面積で申しあげずに申しわけないんですけれども、いずれにしてもそういうふうなできなかったというふうな割合がございます。そのほか、さらに八幡の河鹿におきましても180万の予定が124万と、こういうふうなことでございます。

それで、ライフラインの保全対策事業というのはこれで3年間、29年で3年目になるわけでありまして。議会からもいろいろと御指導いただく中で、また県もいち早くこういうことが必要だということで事業が新たに起こされてきたわけでありまして、雪が降る、その雪の積雪状況によりまして電線を切ってしまうと。こういう道路の沿線で、そういうことに対しまして、できれば10メートルぐらいのところを刈り込んで、そして仮に積雪し、折損木というか、雪で倒木したとしても電線を傷めないと、こういうふうなことを進めたいというふうな願いでございます。

先ほど申し上げて、今、野田議員さんから言われたとおりのことで、できない箇所があったということですが。全体で言えば、やはり必要な箇所をまず地域との御相談の中で振興事務所を通じたり、あるいは自治会を通じてその箇所をまずやっていくという計画を立てたわけですので、やらなかったところはやらなかったでいいのかということになりますと、やる必要があると、そういうことであります。

ただ、やはりあくまでもその地権者の御承諾をいただくとか、あるいは、これは補助金、補助事業が入ったとこの5年間できないということにつきましては、これは少し事務上の見誤りといえますか、少し手違いがあったということで反省をしとるわけですが、いずれにしてもできなかったところにつきましては必要のためにやろうとした地域でありますので、すぐそれじゃ、ことし

になってできるということではないと思いますけれども、そういう要対象地域と、地区ということにおきまして、今後の実行につきまして十分検討し、実行へ向けていきたいと、こういうふうに思います。

ただ、県の事業自体は29年で終わるといふ部分がありますし、それから中部電力さんとしては、これは中部電力から10分の10の委託事業になるわけですけど、これは今後ともぜひ進めてもらいたいというお話もありますので、有利なこの中部電力の受託事業の中で市としてしっかり配分をして事業を進めていきたいと、こういうふうにして考えております。

できるだけ1年1年我々も勉強しながらしっかりと事業効果が上がるための計画を立てて、それを遂行したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 1つだけ追加させてください。

地権者の方が同意いただけなかったというその理由ですけれども、それはそもそも立木を切りたくない、そういう御意見と申しますか、理由もあるかと思いますが、補償額が少な過ぎるとかという、そういうのもあるんでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 不在地主といいますか、承諾が得られなかった中にはそういうふうな方もありますし、必ずしも住んでみえるところのすぐそばの集落の中の位置ではないということからいきますと、極めて近接した自分の集落の中であればそういうことを言われんとしても、ちょっとという場合に、例えば立木の生育過程、あと10年待ってくれりゃちゃんとした木として売れるというタイミングやとすると枝払いで今回済ませんかとか、そういうこともあったように聞いております。

いろいろな地権者の方の思いもあるというふうに思いますけれども、詳細にはちょっとまた個別に御説明したいと思っておりますけど、そんなところでよろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺友三君） そのほか質疑。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 上田です。2点お尋ねをします。

初めの質疑は、8ページから9ページにかけてふるさと寄附金の歳入が載っております。先般、全員協議会で平成28年度のふるさと寄附金の状況等については資料をもって示されましたので、それを見ますと、平成28年度の郡上市のふるさと寄附の寄附総額は3,662万8,576円で、件数は389件

というふうに承知をしております。27年度がどうであったかといいますと、27年度は件数にして200件、金額にして817万5,112円というふうに聞いておりますので、27年度から28年度にかけて金額としては4倍にふえたというふうに受けとめることができると思います。

そこで質問なんですけれども、この389件、例えば1件あたりの金額がどれぐらいで、例えば1万円の金額が何件であるとか、特に28年度は高額な寄附金があったとも聞いておりますけれども、もしそういうような区分がされておれば、多少詳細にお伝えをいただきたいと思います。

そして、このふるさと寄附金については、平成29年4月1日付で総務大臣から各都道府県知事宛て、あるいは総務省の自治税務局市町村税課長から同じように各都道府県の関係者にふるさと納税にかかわる返礼品の送付等について、あるいは同様でありますけれども、ふるさと納税にかかわる返礼品の送付等に関する留意事項についてという通知が出ております。内容をかいつまんで紹介しますと、今後、ふるさと納税制度を健全に発展させていくためにも、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たって次の点に留意をした上、改めて制度の趣旨に沿った責任と良識ある対応を厳に徹底するようお願いするという通知ですが。

この通知の中で、例えば郡上市の今のふるさと納税の、あるいはふるさと寄附の制度の扱い方で通知の中で抵触することはなかったのか。一つは、返礼品額を3割以下に抑えるというような、ここは私はクリアしとるというふうに思いますけれども。

一つ、こういうことがあります。ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品についてということで、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品は換金の困難性、転売防止策の程度、地域への経済効果等のいかにかわらず、送付しないようにすることということで、最初のところに金銭類似性の高いものとして、これ、商品券が載っておりますが、郡上市にも返礼品の中に郡上市商品券1万円券というのがありますけれども、これは総務省からの通達に抵触するのかわからないのか、その辺の見解をお聞きしておきます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） ふるさと寄附の28年度の取りまとめにつきましては、また別の機会に決算のときにでも詳細に御報告をしたいと思っておりますけれども、今取りまとめでお手元の資料では、全体で389件、3,662万8,576円ですか、これの内訳で、一番多い金額というものは1万円でございます。229件。それから、2番目に多いのが34件、3万円です。それから、3番目が33件、10万円。それから、5万円が4番で31件。5番目が2万円で26件と、こんなふうなことで、特に1,000万を超えるといいますか、1,000万の寄附が2件ございまして、非常に大口の御寄附を2人からいただいたということがございます。そのような状況が389件の主な内訳であります。

それから、県外からの振り込みいただけたのが314件。市内は11件ありました。市内を外して県

内が64件でございます。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） 返礼品の件でございますけど、ただいま議員が申されましたとおり、4月1日付で総務大臣のほうから返礼品に関するということで、知事のほう、各県のほうにも是正についての案内が来ておるところでございます。

それで、先ほども言いました返礼品の額は3割以内に、金額的には3割以内に抑えるということ。それから、返礼品そのものとして換金性が高いものについてはということが来ております。議員おっしゃられたとおり、金銭類似性の高いものとしましてプリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイントマイル等のそこも具体的に書かれております。

それで、郡上市のところでございますけど、まず30%のところでございますけど、これについては30%を超えているものがございます。うちは返礼品のほかに温泉券等も送っておりますので、そういったところを合わせますと、やはり超えているものもございます。

それから、最近の見直しでやりましたスキー場のリフト券あるいは漁業権の年券、そういったところも30%を超えとるところがございますので、今回、総務大臣のほうから通知がありますので、そういったところについては今後見直しをかけていくような必要があろうかと思っております。

また、商品券につきましてもプリペイドカードは換金性の高いところがございますので、そういったところについても見直しを検討していく必要があろうかというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） 28年度のふるさと寄附金の総額の三千六百何十万円という389件の金額の内訳というのもよくわかりました。大口といたしますか、高額の寄附金が2口あったので、金額としては3,662万になったんだというふうに思います。

また、今の総務省あるいは総務大臣からの通達の中で、郡上市のふるさと寄附制度の内容についても抵触するということについてでありますけれども、私、返礼品金額については総額というような捉え方をしておったもので、寄附金1点についてその返礼金の額が3割を超えてないようなことだと思わなかったものであれですけれども。ただ、このふるさと寄附を眺めてみると、これまでは確かに商品あるいは地場産品というような物に対する魅力で寄附をした人は多かったと思うんですけれども、昨年度の郡上市でも見られるように、その地域のそれこそ宝物であるようなことを体験できるというような、その体験との引きかえということに魅力を感じている、そうした傾向になってくるんでないかしらんと思うときに、せっかく今のアユの年間の漁業証にしても、スキーにしても、郡上市を代表する体験してもらいたいなというすばらしい宝物だと思いますので、

例えばその3割以下にするということになると寄附してもらう金額を大きくすればそれがクリアできるかもしれませんし、何かそこは工夫しながら進めていってもらいたいなというふうに思います。

またもう1点、総務省あるいは総務大臣からの通達の中にこのような文言があります。ふるさと納税の募集等に当たっては、同留意事項のほかにも国会における審議等において特別の事業者が地方団体から返礼品を受注することに公平性の観点からの指摘がなされています。これは、私が思うのには、このふるさと納税あるいはふるさと寄附というのは、今の国の施策の地方創生という観点から大変な私はヒット政策であるというふうに思います。そうしたときに、それぞれの地域において一部の地場産品あるいは一部のそうした体験型の返礼品に限らず、もっと市民レベルでああいうこともこういうことも他の人に体験してもらいたい、知ってもらいたいというようなことが大事なんでないかしらんとしますので、その辺の地方創生という観点に立って体験できるような返礼品のバリエーションをふやすとかというようなことにも一つ尽力をいただきたいというふうに思います。

このことについては、予算委員会的时候にもお尋ねしましたので、あえて答弁はあれですけれども、もし日置市長さんのほうから何らかの見解があればお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが。

実はこの間、6日、7日でしたでしょうか、東京で全国市長会がございました。その中で行財政委員会というのがあるんですが、私はそこに属しておったんですけども、その際、総務省の自治税務局長が2人の講師のうちの1人ということで来られておまして、その話の中の大半をふるさと納税の、いわば適正なふるさと納税ということについて相当の危機感を持ってお話をされました。それは、やはり今回の通達を出すまでに総務省としてもいろいろと検討をしたと。

上田議員がおっしゃるように、確かにこのふるさと納税は大変な、ある意味ではパワーを持っておって、そして地方創生というようなことにも非常に役立っているという面がある半面、いわゆる特に高額納税者等に対する返礼品が高額なものが設定されたり、いろいろ寄附額に対する返礼品の額が多かったりという形になりますと、どうしてもやはり不公平感というものがだんだんこれは無視できない形で高まってきたと。

そういうことで、国会の中ではやはりこのふるさと納税の制度そのものを抜本的に見直すべきであるという議員さんの集まりもあって、あるいはそういう議論もされていると。そういう中での何とかこの制度を存続をさせたいという思いの中での、いわば苦渋のそれを総務大臣としての通達なりなんなりというものを出したんだということであり、相当やはり各自治体としては今回のものをやはり、いわば厳粛に受けとめてほしいと。そして、やはり自治体の良識という形で応えてほしい

ということを相当じゅんじゅんと言われました。

その日、後に税務局長さんたちとちょっと私ども懇談をする機会がありましたので、いろいろ話をしたんですが。その中で私も、例えば物を取り寄せておいしかったなという返礼品と、例えばわざわざそこへ足を運んでいって体験をするというものとは多少意味が違いますよねということで。

例えば、私も郡上市の場合は友釣り券なり、あるいはリフト券というものが寄附額に対して3割という一つ一つ見たときに、枠を超えておりますのでちょっと気になってそういう話もしたんですけども。そのときに税務局長の答えとしては、その逆に言うと3割にできない致命的な要因はありますかと。今おっしゃったように、1万5,000円のものであれば、それが3割になるような、例えば寄附金額から、アユの友釣り券、シーズン券を返礼品として差し上げますよというようなことをするのに、その3割というのが、いわゆる体験型であるからいいんだというような、そういうことを言い出すと、逆に言うともう全て地方団体がいろいろと個別の要因を言い出すことによって、せっかく一つの3割というガイドラインを出したということが、個別の自治体によって非常に、うちはこうだというようなことになってしまうので、できればやっぱりそういうものは守ってほしいということを強く言われました。

そういうことで、私としては、当初は私はそういう前の前者の論理で何とかいかないかと思っておったんですけども、やはり少し考えるところありまして、帰ってきてから担当に、今シーズンはちょっと難しいけれども、例えば友釣り券についてももう既に発足してるので、やはりこれは襟を正すという意味ではや、やはりきちっと見直しをしたいということを思っております。

私は、かねがね、ふるさと納税について御承知のようなことを言っておって、その言っている私のところでやっぱり3割を超えているというようなものを行っているじゃないかというようなことも非常につらいので、ちょっと見直しをできないかということは今担当に検討を指示をしたところでございます。

それからもう一つ、返礼品の、何と申しますか、それをどんなものをするかということによって、確かに、非常に今度はこの地域のいろんなものをつくっておられたりなんかしてる方々の不公平感という、またこれをもそれに取り上げられたからどんどん需要が来ると。あるいはそうでないものは全くそういうお呼びでないと。こういうような形になっちゃいけないということはわかりますので、やはりそれも気をつけなければいけないと思っています。

ただ、逆に言うと、じゃ、一人、個人個人の人がせっかくだいいものをつくっておられて、それはそういう特定の方の産品を扱うということが不公平感になるので使えないということになってしまおうと、これもあれなんで、非常にまた考えなければいけないと思っておりますので、ある意味ではやはりそういうふるさと納税の返礼品としてこういうものを使ってほしいかどうかということやそういうものやってる方々の手挙げ方式である程度そういうものを使ってほしいとかというような

ことの中から選んでいくとかっていうような、あるいは選択していくというようなことで、なるべく何かあらかじめこの産品だけ扱いますよと。この業者のこれだけ扱いますよというようなことにはならないようにするということについてはやはり配意をしなければいけないというふうに思っております。

そのようなことで、できれば見直しというのは、例えばアユの友釣り券なんかは今シーズン始まっておりまして、大変たくさんの方がそれが欲しいとおっしゃっていただいておりますので、ここで今、3万円のところを5万円にしますよというわけに、今シーズンはちょっといかないだろうというふうに思っていますが、来シーズンとか、あるいはスキーのリフト券についてもこの次の冬始まる時には何らかの形でやはりそのようなこととの関係で知恵を絞りたいというふうに思っております。

できればやはりこれはある意味ではクリアにそういうものを守っていくということを示していくことによって、地方団体全体がやっぱりそういう節度あるふるさと納税を育てていこうということになっていく必要があるということを思っております。

(挙手する者あり)

○議長（渡辺友三君） 13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） お答えいただきまして、ありがとうございました。

市長さん言われたように、このふるさと寄附については、制度自体は決して悪いことではない。ややもすると頑張り過ぎた反動が今のような批判に結びついておるといようなことも思います。

ですから、このふるさと寄附あるいはふるさと納税という制度がどう続いていくんだろうというようにことを思うときに、これまでの返礼品の競争から、今市長さん言われたような知恵を出しながらの各自治体のまた新たな競争の場面に入っていくのがこのふるさと寄附制度かなというふうに思いますので、郡上が今見直さなければならないのは、それほど困難なことではないというふうに思っております。

先ほど通達の中でこういう文言がありましたので、最後に紹介して終わろうと思います。

各地方自治体におかれましては、ふるさと納税にかかわる返礼品の調達に要する経費の支出に当たって返礼品の送付を通じて地域の特産品の宣伝を行うなどさまざまな政策上の目的を有する場合であっても、議会や住民に対して説明責任を果たすことができるよう、公平性、透明性の確保に十分配慮しつつ、適切な対応をお願いしますということで、今、市長が言われたことと方向は同じだというふうに思いますので、全国の多くの皆さんから郡上が指示をされて、ふるさと寄附金の額がますます増加していくことを願いながら、質疑を終わらせてもらいます。

ありがとうございました。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

(挙手する者あり)

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） 1点お聞きします。

16ページ、5010514、強い畜産構造改革支援事業ですね。これは事業費の確定等による減額とありますけれども、高鷲のマニアスプレッダ、ゼロのものが109万7,000円。和良の牛舎のほうは1,000万のものがゼロということで、全くないものが事業としてあって、事業のあったのが全くゼロになっているということですが、ちょっとこれ内容を御説明いただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 農林水産部長 下平典良君。

○農林水産部長（下平典良君） 御説明申し上げます。

事業費確定と申しましても、全て初め事業費入札等の件でございませぬ。今の分につきましては、スタンションといいますのは牛のつなぎどめの装置でございませぬが、これにつきましては明宝と高鷲のほうで整備されまして、8万8,000円の減、これは入札差金でございませぬ。そして、マニアスプレッダというものでございませぬが、これは堆肥の散布機でございませぬ、高鷲のひるがのにございませぬ酪農の畜産のほうで使われるものが傷みまして、急遽欲しいということで、これ、県の事業でございませぬので、県のほうでこの事業で今どうですかということで切りかえて新たに受けたものでございませぬし、スタンションといいますものは牛のつなぎどめ装置の明宝の分でございませぬが、これにつきましても先ほど申しましたように、入札の件でございませぬ。

また、和良の牛舎につきましては、和牛の牛舎を初めつくる予定で予定しておりましたが、農家の都合で負担があるということでございませぬ、ちょっと初めはつくる予定でしたが、断念したものでございませぬ。

ちなみに、これにつきましては県が4分の1、市が4分の1で50%を補助するものでございませぬので、よろしくお願ひします。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 14番 武藤忠樹君。

○14番（武藤忠樹君） はい、わかまりました。

じゃ、この和良の牛舎というのはもう断念されて、もうことしの予算には入ってないってことでよろしいんですね。

○農林水産部長（下平典良君） はい、そうでございませぬ。

○議長（渡辺友三君） そのほかよろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 14ページの参議院の選挙、県知事の選挙の2点の件でありますけれども、歳入についても10分の10というようなことで予算をいただいておりますけれども、今回、参議院選

挙819万8,000円、そして知事の選挙が983万8,000円となっておりますけれども、市の予算についてはどうこう言う何ではありませんけれども、これの予算立てと申しますか、そういったことはどうやって予算立てをするのか、お聞きをいたします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 選挙の場合には、これ、市の選挙と県の選挙と国の選挙といろいろあるわけですが、大体国の選挙の場合には国から交付されてくる、県選管を通じて投票用紙でありますとか、選挙資材の中で分担があります。郡上市の市長選挙、市議会議員さんの選挙であれば全部自前になりますけれども、そういうふうな選挙資材で交付されるものを除いて、ここにありますように、主として一番金額的に大きくなるのはやはり職員の手当でありますとか、あるいは立会人の方々の報酬、費用弁償、そういうことになる部分が多いわけですが、

それからもう一つ、投票じゃなくて、ポスター掲示場の設置、その維持の関係が大きくなるわけですが、こういうものにつきましては県から選挙の委託費として資金は10分の10、100%賄っていただくということでございます。

今回、ちょっと金額が大きく補正額で減額をしておりますけれども、これ、実は先般も担当のほうとも相談をして、どうしてこういうふうな大きな金額になったかというふうな確認をしておいたわけですが、当初、やはり見積もりが選挙の場合ですと非常に大勢立候補される場合と、知事選挙で少ない場合といろいろあるわけですが、そういうことの中で、いわゆる投票所が今80カ所ある中で職員の対応でありますとか、開票における実際の事務のありようとか、そういうものが全てにわたって当初の見積もりより絞り込むことができた、ということでもあります。

初めっから膨らましておったのではないかとすることも確認をしておったんですけど、こういうふうな金額でこれやり切らんなんというふうな見積もりをさせていただいたところ、ここまで絞り込んだ形で実際は執行ができた、ということであったということでありました。

予算の組み立て方といいますと、いずれにしても県からいただくお金の中で今申し上げたような部分に予算科目を立てていくと、こういうことになるというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 今言われるように、人数とか、また選挙の日数等々によって違ってくると思いますけれども、今、理事兼部長が言われたように、職員の手当が違ってくるのではないかなというようなことを思っていますけれども、参議院選挙においては比例とかがあって余計遅くまでかかったのではないかなと思っておりますけれども、職員手当がそっちのほうが少なくて、知事選の

ほうが多くなっておりますけれども、こちら辺のところはどうでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 今言われるように、現場的な対応としましては、その開票におきましてはやっぱり知事選挙よりも参議院選挙のほうが確かに時間のかかったことは事実でございます。

その日に、何と申しますか、投入する人数というものは時間で幾らという厳密な場合、支払いということがありますけれども、投入する人数というのを大体経験値から編み出してございまして、そういうことからいけば、今回の選挙はともに非常に手間がかかったとか、そういうことではなかったというふうに思います。

ちょっと今、実際の執行金額につきまして、手元の資料でちょっと読みつけておりませんもんですから、ちょっとそんなようなお答えになりますけれども、済みません。ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 減額の今数字でいきますと、職員手当ですね、知事選挙のほうが大きいわけでありまして、先ほど申し上げました執行額のほうで確認をすると、参議院選挙のほうが大きい数字になってございます。したがって、現場的に、さっき申し上げたような、参議院議員選挙の開票事務のほうが、さっき言われたような仕組みで時間がかかるわけでありまして、執行額としては参議院議員選挙のほうが大きい金額となっております。1,363万が参議院議員選挙の開票事務経費であります。

それから、知事選挙のほうが開票事務経費、これは選挙事務……。済みません。先ほどの数字も全部を入れた数字ですけど、知事選挙のほうが1,196万、参議院議員選挙のほうが1,363万ですから、先ほどちょうど尾村議員さん言われたような仕組みで、参議院議員のほうの執行経費は高い。ただ、当初予算の関係で減額させていただいた金額は知事選挙のほうが手当が470万、参議院議員選挙のほうが340万ですから、ちょっと逆転をしておりますけど、執行自体は参議院議員のほうが高くなっております。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） いずれにしてもやってみなきゃわからないと申しますか、結果によってこういった結果になったということでありまして、先ほど理事兼部長が言われたように、また内部で検討していただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） そのほかございますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 7番 森喜人君。

○7番（森 喜人君） 1ページですが、先ほどの理事の説明がちょっと理解できなかったのもう一遍ということになるかもしれませんが。

配当割交付金と、その下の株式等譲渡所得割交付金が補正額かなりマイナスになっているということで、この補正前の3,300万と2,000万というのは、これは毎年も大体このような額なんですか。

これ、先ほどの説明ですと、景気が悪くなったという話がちょっとちらっとされましたけれども、私、景気全く悪くなってないと思っているんですよね。そうしたことで、これ何で減ったのかということ。

それから、県からこういう数字が来たから御理解いただきたいというお話だったんですが、このことにつきましてもそういったことで納得せざるを得ないのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 我々も実はこの数字見て相当悩みましたし、原因というものをちょっとみんなで追求してみようという話をしておったわけですが。

先ほど自分の説明で申し上げたとおり、27年度に対して28年度予算を組むタイミングで県から通知があるわけです。さまざまな経済の、国からもいろいろな新年度へ向けての予算組みについてはさまざまな資料もいただきますし、来ますが、その県から来るこの配当割交付金の見込額というのがあるんですね。合わせて27年度に来るときには28年度の予算、その決算見込みみたいな数字と、それから翌年度へ向けての予算の参考となる数字が来るわけですが、これはその前の年、27年度と比べると相当上向きで来ておったわけです。それで3,300万という数字を当初28年度に組ませていただいたわけでありまして。

ちょうど、今度、28年度の期末に29年度の予算を組むということと28年度の決算見込みというもので通知が来たものがございます。その数字がこの1,572万8,000円という数字でありまして、極めて落ち込んでいると、こういうふうな印象と思ったわけでありまして。

先ほど申し上げたのは、全体の景気が悪いというよりは、この配当割交付金というのは上場株式等の配当金、その配当金に対して地方の場合は5%、それから県の一定の経費を引いた後の5分の3というものを市に係る県民税の額に案分して市町村に配っていただけるわけなんですけれども。

したがって、そのもととなるものが、いわゆる一部上場株式等の配当金というものが原資になっているわけでありまして、いわゆる配当の出方が28年度、国も県も見ておられた数字よりは低かったということにならざるを得ないと。今のところ、県の数字だけ見たものでありますので。

ただ、自分としても他県の状況も実はいろんな事例を取って見ましたけれども、全てがこれだけ

の落ち込みにあったわけではなかったものですから、決算へ向けてはちょっと細かい分析をしようという話を実は財政とはしておるところであります。

株式等の譲渡所得割交付金につきましても同じようなことでございます。よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 7番 森喜人君。

○7番(森喜人君) 県からこういう数字が来たということで、県に対してはそういう質問等はされたんでしょうか。

○議長(渡辺友三君) 理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長(田中義久君) 県から通知が来たものに対しては、現在は問い合わせはいたしておりません。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 7番 森喜人君。

○7番(森喜人君) はい、わかりました。じゃ、決算に向けて調査をしていただきたいと思えます。また質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長(渡辺友三君) そのほか。

(挙手する者あり)

○議長(渡辺友三君) 17番 清水敏夫君。

○17番(清水敏夫君) 17番です。後列で残されましたので、というわけではございませんが。

各論につきましては、それぞれ細かく財源の振り替えまできれいに出されていますので、決算のときに予算対実績については、殊、予算が実績に近いものになるのではないかなということだと思いますし、御苦労さまだったと思いますが。

この専決というその仕組み上、今回は国庫支出金と県支出金で合わせると1億円ぐらい。それから、起債で1億3,700万か。それから分担金負担金で1,400万ということで、3つ合わせると事業費が大体2億5,000万ぐらいの総額で歳入予算が減額なり、中止なり、送ったというふうなことになるかと思えます。

それで、最近の状態わかりませんので、例えば今の参議院の選挙ですと、もうはや既に7月に終わってしまって、あと9月、12月、3月定例会というふうに議会があつて、もし変更、補正があればそこで出てくるのではないかなということ、予算に出すいとまがないとか、そういう専決処分の対象となる事業から見ると、これは果たして全ての事業を見るわけではありませんけれども、事前に補正をするなり、あるいは審議に付していただくとその使い道がもっと有効的にこの予算が使えるんでないかと。田中理事のほうから例のインフラ、ライフラインの話もございましたし、そういったことを含めた場合に、現在、国県補助金の請求、納付が28年度の補助金が、支出金が郡上市

に実際に入ってくるのは、やっぱり3月を過ぎないと、定例会を過ぎないと本当にわからない状態になっておるものがこの専決予算という形で、基本的に上がってくるかなというふうに思うんで、ここに上がってきているものは多分今までにかつみ切れないものがここへ予算計上されて専決処分として上がってくるのではないかとというふうに思うわけですが、その辺について、今の、今回、たまたま3億6,000万という交付税があったんで、1億円の差し引きではプラスの補正予算、専決予算になっていますけれども、やっぱり減額、減額で行った場合には予算の見方甘かったのではないとか、歳入欠陥ができたのではないとかという、そういう指摘にもつながる部分も考慮すると、これからも6月の議会でこういう大きなある程度専決処分の予算を上げてくるというのは、限度がやっぱりここにもう、ここまでやむを得んのかなと、その辺のところのもし見解がお伺いできればというふうに思いますので、ちょっと言っとることの意味がわかったかどうかわかりませんが、わかる範囲で答えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 清水議員のおっしゃる趣旨はよくわかりますし、そのとおりでというふうに思います。予算というものは、当初予算であれ、補正予算であれ、議会に提案をして議決をしてもらうというのが本筋でありますから、いわゆる専決というのはできるだけ、もしやむを得ないものについてはそういうことありますので、今後、事前に、今まで慣習的に最後まで確定をしておいてやるというものもあったと思いますけれども、そういった事情の変更等がある程度早くわかっているものについて、年度途中の段階での補正予算という形で提案をして出していければ、それにこしたことはないといえますか、そうあるべきであって、そういう意味ではこの当初予算のときに出させていただいた3月補正といえますか、そういうものの中でできるだけ把握をして議決をお願いするのが本筋であると思いますので、今後、そうした点については十分努めていきたいというふうに思います。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第72号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 討論なしと認め、採決を行います。

議案第72号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第73号について(提案説明・質疑・討論・採決)

○議長(渡辺友三君) 日程7、議案第73号 専決処分した事件の承認について(平成28年度郡上市宅地開発特別会計補正予算(専決第1号))を議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長(尾藤康春君) それでは、議案第73号の御説明をさせていただきます。

議案第73号 専決処分した事件の承認について(平成28年度郡上市宅地開発特別会計補正予算(専決第1号))。

平成28年度郡上市宅地開発特別会計補正予算(専決第1号)を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、こちらのほうをごらんいただきたいと思います。

1ページ目でございます。

平成28年度郡上市宅地開発特別会計補正予算(専決第1号)。

平成28年度郡上市の宅地開発特別会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,264万円とする。

2項は省略させていただきます。

内容の御説明を、事業概要説明一覧表の21ページをごらんいただきたいと思います。

事業概要説明一覧表の21ページでございます。

平成28年度郡上市補正予算専決第1号。こちら、まず歳入の部でございますけれども、歳入は土地建物の貸付収入としまして9,000円を増額するものでございます。これは臨時でまだ分譲されていない宅地を一時的に貸付を行ったということで9,000円を増額をするものでございます。

それから次に、土地売払収入でございます。こちらのほうは688万6,000円の増でございます。これは、当初予算では販売区画を1区画を見込んでおりました。それ、28年度では2区画の販売がで

きたということで、688万6,000円を増額するものでございます。

次に、繰越金です。こちらは補正額1万1,000円の増でございます。これは、繰越金の確定による増額ということでございます。

それで、歳出の部でございますが、宅地分譲の事務経費といたしまして、補正額1,180万9,000円の増でございます。これは、市有地売払収入が増額となったために、繰出金を増額するものでございます。これは一般会計への繰り出しでございます。

それから、予備費でございます。こちら490万3,000円の減ということで、予備費の執行の必要がなくなったということで、全額ゼロにするものでございます。

以上、専決処分した案件について承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 1番 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） 済みません。1番 三島です。

この美並の件は、あと2区画ということで大変多くの分譲地が売れているということで大変すばらしいとは思っておりますが、ちょっとお聞きしたいことは、今回でも2件売れたんですが、その後どんな業者が建てられてたかというのは市としては把握をされておるのかということをお聞きしたいことと、あと分譲の条件に何かそういった条件というのがあるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） 今の業者の件でございますが、直接、私どものほうは把握をしておるわけではございません。まず、購入されてから7年以内に住宅の建設をして、そちらに住んでくださいよという条件はございますが、そちらの業者さんのほうまでちょっと把握はいたしておりません。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 1番 三島一貴君。

○1番（三島一貴君） この件に関しては、これを承認をとれということで余り関係ないかもしれませんが、ただ宅地を分譲して販売するだけということではなくて、やはり地域内の経済の循環が大切だと思いますので、せめて市の分譲する土地には建築条件をつける等して、例えば市内業者を優先して建てられるとか、そのような条件をつけていただいてもやられるべきではないのかなということを考えます。

やはりこのほかにもまだ白鳥にも分譲地がございまして、そういったところに、例えば市外、県外とか、あとモデルハウスさんとかのもし看板が立てられて家を建設されるようなこと、やはり市

の分譲地であってそんなことがあるとどうしても見ばえというものは余りよくないのかなと思いま  
すし、せっかく市の分譲地ということでもありますので、そういった分譲地を余り条件をつければ  
売れなくなる可能性もあるかもしれませんが、本当に地域内の経済循環、ちょうきょう先ほど市  
長からありましたが、観光立国の正体、この中にもスイスのツェルマツトのこと書いてありまし  
たが、本当に地域内の経済循環をしてということ、また視察へ行かれたときにそのことも一回ど  
んなふうだったのかということをお聞きしたいと、質問上げようとは思っておりますが、そうい  
った形で市の郡上市のほうもちょっとそういった御努力をされたらどうかということで御質問さ  
せていただきましたが、また今後の検討課題として上げていただければと思いますので、よろしく  
お願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 検討課題でいいですね。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第73号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託  
を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員会付託を省略することに決  
定をいたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第73号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり承認することに決  
定をいたしました。

---

#### ◎議案第74号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程8、議案第74号 専決処分した事件の承認について（平成28年度郡上市  
小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号））についてを議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） 失礼いたします。

それでは、議案第74号の御説明をさせていただきます。

議案第74号 専決処分した事件の承認について（平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号））。

平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日次のおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきたいと思います。

1ページ目でございます。

平成28年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号）。

平成28年度郡上市の小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,235万7,000円とする。

2項は省略させていただきます。

それでは、先ほどの事業概要説明一覧表の22ページをごらんいただきたいと思います。

22ページですが。

まず、歳入の部でございます。電気事業費収入としまして24万3,000円の増額でございます。これは売電収入の確定による増額ということで、売電量が若干、当初予算の見込みよりも増加したということで、24万3,000円を増額補正するものでございます。

それと、あと繰越金が4,000円の増ということで、繰越金の確定による増額でございます。

歳出の部でございます。小水力発電施設管理経費としまして196万円の減でございます。これは事業費の確定による減額ですけれども、主な内容としましては、需用費の中で修繕費を当初予算で50万ほど見込んでおりましたけれども、特に機械の修繕等ございませんでしたので、その歳出予定額の50万を減額することでございます。

それとあと、別に公課費としまして消費税の納税の予定を137万円予算を見込んでおりましたけれども、これは消費税の支払いの対象にならなかったということで、これは平成27年の6月から稼働しておりますので、その年は稼働期間が短いということで、経費を差し引いた売り上げが1,000万円を超えないものですから、消費税の支払い対象となりませんでした。ですから、予定額の137万円を減額と。主なものはこういったものがございまして、196万円の減でございます。

それから、一般会計への繰出金、これは230万7,000円を増額するものでございます。

それから、予備費としまして10万円の減、これは事業費の確定によって予備費の執行はございませんので、10万円を減額いたします。

以上、専決処分した案件について承認を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第74号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第74号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第75号から議案第77号について（提案説明）

○議長（渡辺友三君） 日程9、議案第75号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから日程11、議案第77号 白鳥ふれあい創造館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題といたします。

順次、説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 議案第75号 郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、郡上市火葬場整備基本計画に基づき、老朽化の著しい3つの斎場を廃止するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきますと、今回の改正条例の本文ですが。

第2条の表美並斎場の項、明宝斎場の項及び和良斎場の項を削る。

附則。この条例は、公布の日から施行するということでございます。

もう1枚おめくりいただきますと、新旧対照表で比較をしていただきたいと思います。現在、郡上市には旧町村の各地域7つの斎場を現在は持ってきております。この中で、郡上市のこの火葬場の整備基本計画におきまして、これからのあり方として南部斎場、北部斎場の2つに統合をしていこうと、こういう方向で既に固まっております。

現在は、白鳥斎場につきましては北部を網羅できる北部斎場としての整備を進めさせていただいております。

既に3月、この本年の3月31日をもって実際の稼働を停止をしている状況でございます。自治会の皆様あるいは振興事務所を通じて関係方面とも十分調整を済ませました。そして、4月以降、これまで実際の停止状況の中で南部地域を八幡斎苑さつきで1本として統合運営することにつきまして、これでやっていけると、こういうことで判断をいたしました。

そういうことにおきまして、この第2条に表示のあります下線の美並斎場、明宝斎場、和良斎場につきましては、今般、削除をしていきたいというふうに考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 健康福祉部長 丸茂紀子君。

○健康福祉部長（丸茂紀子君） 議案第76号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、地方税及び地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

改正内容につきましては、議案の次に添付いたしました資料に基づき説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

改正理由は、今ほど申しましたように、地方税法及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に交付されたことによるものです。

改正内容は3点となります。

1点目は、国民健康保険税の軽減制度の拡充です。5割及び2割軽減世帯に対する基準所得が改められたことに伴い、5割軽減の対象となる所得の算定におきまして、国保加入者数に乗すべき金額を現行の26万5,000から27万に。あと、2割軽減の対象となる所得の算定も現行の48万から49万に引き上げるための改正であります。

2点目は、国民健康保険税の減免申請書の記載につきまして、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しが行われまして、納税義務者の手続負担軽減のため、減免申請書の記載事項から個人番号を削除するものです。

3点目は、特例適用利子等・特例適用配当等に係る課税の特例につきまして、附則として追加するものであります。租税条約は2カ国間での二重課税を解消した上で、日本において課税対象となるべきものに対する課税の特例について規定したものであります。何らかの事情で国とは認めていない外国地域に対して租税条約を結ぶことができなかつたことから、今回の改正で租税条約相当の取り決めを行った場合においても、利子及び配当等所得に対し租税条約を締結した場合と同等の特例規定を設けたものであります。

議案に戻りまして、新旧対照表の1ページをごらんください。

条例第23条は、国民健康保険税の減額を規定しておりますが、同条第2号の5割軽減の規定におきまして、被保険者1人当たり乗すべき金額「26万5千円」を「27万」に。同条第3号の2割軽減の規定にも同様の「48万」を「49万」に改めるものであります。

24条の3では、国民健康保険税の減免について規定をしておりますが、同条2項の第1号規定におきまして、減免申請書記載事項のうち、氏名、住所、個人番号を氏名、住所に改めるものです。

2ページをごらんください。

附則第11項の後に附則第12項としまして特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例を、附則第13項としまして、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を新たに追加いたしました。

なお、この条例は、公布の日から施行し、国保税の軽減制度拡充は平成29年4月1日から、減免申請書記載事項から個人番号の削除及びに特例適用利子等・特例適用配当等に係る課税の特例につきましては平成29年1月1日から適用するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） それでは、議案第77号 白鳥ふれあい創造館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

白鳥ふれあい創造館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由。使用を許可しない団体等の規定について、他の貸館との整合を図る等、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

1枚はねていただきますと、改正条例文がでございます。

もう1枚はねていただきますと、新旧対照表のほうで説明をさせていただきたいと思っております。

新旧対照表のほうの1ページ目でございます。

第4条に使用の不許可等ということで、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ふれあい創造館の使用を許可しないことができるというふうにございまして、旧のところには、（2）特

定の政党若しくは政治団体の利害に関する行事を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するとき。（３）特定の宗教等を支持する事業を行うときという、この項目が入ってございますが、今回はこの（２）及び（３）を削除させていただくというものでございます。

新旧対照表、その裏の２ページ目、３ページ目をごらんいただきますと、こちらは旧のほうでございます。向かいまして右側でございますが、１０１の会議室でございますが、こちらは現在、印刷室という利用となっております、一般に貸し出しをしておりませんので、これをこの際、整理をさせていただくというものでございます。

それから一番下でございます３０５ＡＶ編集室というふうになってございますが、こちらふれあい創造館、ビデオの編集装置がございましたが、もう現在のほうはやはり機械のほうが古くなりまして使われておりません。今、こちらにつきましては地域公民館のほうの準備室というようなことでいろいろな公民館の行事等のいわゆる器具等が置いてございます。そういったことで、こちらも一般の貸し出しの対象からは外すというものでございます。

なお、先ほどの使用許可の不許可のところでございますが、こちらは合併前のふれあい創造館のところから引き継いで入っております、こちらのほういろいろ原因を調査いたしました結果、社会教育法の第５章でございます公民館というのがございまして、第２３条に公民館の運営方針。公民館は、次の行為を行ってはならないといったところに、ここに特定の政党の利害に関する行事を行い、または公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。それから第２項で、市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派もしくは教団を支援してはならないという条文がございまして、これをどうもそのままこの館の中に入れたということでございますが、ただし、ここで社会教育法で申します公民館と申しますのは、公民館という組織でございまして、いわゆる機関でございます。したがって、よく各地域のほうには地区の集会場等を〇〇公民館というような名前をつけておられることもございますが、ちょっとこの辺の混同がございまして、白鳥のふれあい創造館、白鳥地域の公民館になっておりますが、この項目が入ってしまってこれまで御不便をおかけしたということで、今回、早速、こちらの「宗教若しくは政党等」のところにつきましては削除をさせていただきたいというものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行する予定でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 以上で説明を終わります。

質疑については、会期日程に従い、改めて行います。

---

#### ◎議案第78号について（提案説明・委員会付託）

○議長（渡辺友三君） 日程12、議案第78号 平成29年度郡上市一般会計補正予算（第1号）につい

てを議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第78号 平成29年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について、上記について地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、もう1枚おめくりいただきまして、総則ですが。

平成29年度郡上市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億47万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ292億2,247万8,000円とするものでございます。

地方債の補正につきまして、第2条に書いておりますけれど、別表がございます。

5ページをごらんください。

こちらにつきましては、合併特例事業におきまして県営事業負担金の増または郵便坂で残土処理場の確定を見たことから、測量設計等で事業費を増とするものがございまして、こちらで3,950万限度額を増額したいというものでございます。

過疎対策事業におきましては、こちらにつきましては県営事業負担金の減がありまして、290万円の減額をここでするものでございます。

以下、事項別明細書、またそれぞれ明細がございまして、お手元には今般の補正第1号につきましての事業概要説明一覧表もお配りしております。それぞれ細かくごらんをいただきながら御審議をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺友三君） ただいま説明のありました議案第78号につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託します。

なお、質疑につきましては予算特別委員会において行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました議案第78号については、会議規則第46条第1項の規定により6月13日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号については、6月13日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

それでは、暫時休憩といたします。再開は2時35分といたします。

（午後 2時24分）

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時34分）

---

○議長（渡辺友三君） ここで建設部長 尾藤康春君より発言が求められておりますので、許可いたします。

建設部長 尾藤康春君。

○建設部長（尾藤康春君） 失礼いたします。

先ほどの三島議員からの御質問の中で、議案第73号 宅地開発特別会計補正予算の専決に関連しまして、宅地分譲地の、例えば地元の業者を活用していただくですとか、そういった関係のことでございましたが、説明不足がございましたので追加して説明をさせていただきます。

美並のこの宅地開発特別会計の地区につきましては、美並の円山分譲地でございます。この分譲地については、市外、市内問わず、そちらの分譲地を購入いただいて、住宅を新築される場合に市内の業者を使っていただきますと10万円の新築祝い金を出させていただきます。その宅地を購入された場合にこうした市内の業者を使っていただければ、そういった特典もありますのでぜひどうぞというようなお話はさせていただきます。

昨年度2件の分譲地の購入いただきましたが、そのうち1件は市内の業者を使っていただくことができました。また、それとは別に林務サイドのほうで市産材の有効活用ということで、住宅を新築する場合の補助制度もございますが、そちらのほうもそういった宅地を購入されて住宅新築される予定のある方に関しては、そういった制度も紹介しながら、地元の業者さんであったり、そういったところを使っていただくような誘導はしておりますので、よろしく申し上げます。

---

#### ◎議案第79号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程13、議案第79号 工事請負契約の締結について（郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第2期））を議題といたします。

説明を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、議案第79号、お願いいたします。

工事請負契約の締結について（郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事（第2期））。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

契約の目的、郡上市防災行政無線（同報系）設備整備工事の第2期でございます。

契約の方法、随意契約による。

契約金額、4億4,820万円でございます。

契約の相手方、岐阜市六条北4丁目10番7号、中央電子光学株式会社代表取締役 日比泰雅。

工事の場所は、郡上市内でございます。

工事の概要、防災行政無線（同報系）設備整備一式でございます。

1枚おめくりをいただきますと、この2期工事の概要があります。

こちらにつきましては、28年度から3カ年計画で取り組んでいるところでございまして、上から4番目の工期につきましては、本契約締結日より平成30年3月16日までということでございますし、工事内容の概要のところを読まさせていただきます。平成30年9月に保守期限を迎える音声告知端末に代わり、無線による宅内放送設備を平成28年度からの3ヶ年計画で整備、防災行政無線宅内放送エリアの拡大を図るもので、2年目となる今年度においては、戸別受信機用の電波を、屋外子局から送信する装置の整備及び戸別受信機の一部整備を実施するものでございます。

FM再送信装置整備ということで、こちらは屋外子局からの信号を受信をしまして、それから戸別受信機用の電波に変換をして送信をするというFM再送信装置であります。186基を市内全域に整備するものでございます。

既に八幡地域のデジタル戸別受信機配備地区につきましては、このエリアの対象とはなりません。行く行くはここと全部連動していくこととなります。

主な仕様ですが、中央電子光学の製品の、いわゆるFM再送信の装置を使います。デジタル電波受信機能、FM波変換再送信装置、そして空中線、停電時の24時間稼働バッテリーを内臓と、こういうふうなことでございます。

それから、FMの戸別受信機につきましては500台ということであります。当初は、一番最初、29年度においては、この戸別受信機を公共エリアの500台相当と、それから順次、500台程度は各戸にも設置をしていくという計画をしていたわけでありましてけれども、当初の見積もりをしておりました時期から比べまして2年を経まして、労務費単価の上昇等がございました。そういう関係での1台当たりの戸別受信機の価格の上昇、それからもう一つは、いわゆるデジタルとFM波のその境目のところにつきましては、東海総合通信局の指導によりまして、FM波ではなくて、デジタル波においての受信をすべきであるということで、中継局に近いエリアには全体の1%程度デジタル戸別受信機を設置すべきであると、こういうふうな変化が出ましたので、結果としましてFM戸別送信機につきましては、その単価とデジタルを配置することを除きまして500台、ほぼ公共施設、指定避難所、一時避難所、教育施設につきまして先行整備をしたいと考えてございます。

主な仕様の中で、製品メーカー未定と書いておりますが、これは一時、発注時におきましてこちらの指定をしていなくて、仕様で指定をしておるわけですがけれども、現在のところ、中央電子光学、

こちらは設計もでき、またメーカーでもございますけれども、FM再送信につきましては中央電子光学製品ですが、こちらにつきましては中央電子光学が設計仕様を指導しまして、その関係の会社においてつくられる製品というふうに今聞いてございます。

一般起動放送機能、通常音量、それから緊急時におきましての大音量、自動設定がそういうふうになります。あるいは乾電池起動機能、FMラジオ受信放送機能、AMラジオ受信放送機能、こういうふうなものを持った形で戸別受信機を500台設置するというところでございます。

今回、設置につきましては仕様書の中で地元業者を最大限活用することというふうにごちらからは指示をしてございますので、500台の設置に当たりましては、地元業者を下請としてここでは使っていただくというふうに持っていきたいというふうにして考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、デジタル戸別受信機につきましては、先ほど申し上げた100台でございます。いわゆる中継局に近い、そういうボーダーのエリアでございますが、そういうところの公共施設、指定避難所、一時避難所、教育施設に設置をするというものでございます。

こちらにつきましては、当初からデジタル波につきましては富士通ゼネラル製品を仕様するということに決めてございます。

以下の仕様につきましては同等でございます。

2枚目の資料のほうを見ていただきますと、見積結果がございましたけれども、当初、指名委員会におきましては富士通ゼネラルが第1期を受けまして、親宅の整備もしてくれておりますので、当然、富士通ゼネラルも入るところでございますけれども、消防救急デジタル無線機器の製造販売につきまして、公正取引委員会からの排除措置命令等があったわけでありまして、郡上市の指名委員会におきましても29年の8月21日までの6カ月間の今指名停止と、こういうことでございます。

したがって、電気通信工事で登録のある業者のうち、既設無線設備の主要機器製造メーカー、またはその代理店、当該設備仕様機器を取りそろえて総務省より点検業者の指定登録を受け、一定レベル以上の技術を有する判定基準の代理検査が可能、また第1級陸上無線無線技師以上の有資格者、こういうことで業者を選定をいたしました。3社ということで、中央電子光学、市内では郡八電気通信、仲畑通信機ということでございます。ところが、結果的には郡八電気通信、仲畑通信機におかれましては辞退ということでございまして、中央電子光学株式会社1社のみの応札でございました。

したがって、規定によりまして、1社のため、見積もりということに切りかえまして、中央電子光学から見積もりを徴収をして、この金額とされたものでございます。

なお、中央電子光学の実績につきましては、平成27年度に保守管理業務を請け負っておりますが、ほとんどの年度において下請業者として管理運営業務には郡上市のこの防災行政無線にかかわってもらっております。平成24、25年度におきましては移動系無線の一波統合事業も請け負ってござい

す。そして、その際のシステムを構築をいたしました。

デジタルFM再送信方式における戸別受信機の整備につきましては、ちょうど友好都市の三重県志摩市。その志摩市におきまして製造メーカーとして整備を行っている実績がございます。それから、28年度におきましては、富士通ゼネラルが請け負いました。3億余の金額で請け負ったわけですが、中央電子光学が1億3,176万、この分につきまして下請業者として28年度の今回の整備事業第1期分につきましても中央電子光学が参画をしているところでございます。

以上のことから、1社ではございましたけれども、中央電子光学株式会社と契約をしたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第79号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号については委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第79号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第80号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程14、議案第80号 工事請負契約の締結について（（仮称）郡上市産業振興拠点施設建設工事【建築工事】）を議題といたします。

説明を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 失礼をいたします。

それでは、議案第80号でございます。工事請負契約の締結について（（仮称）郡上市産業振興拠点施設建設工事【建築工事】）でございます。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1 契約の目的、(仮称)郡上市産業振興拠点施設建設工事【建築工事】
- 2 契約の方法、一般競争入札による。
- 3 契約金額、3億5,424万円。
- 4 契約の相手方、郡上市八幡町旭1035番地、株式会社高垣組代表取締役 森下光。
- 5 工事の場所、郡上市八幡町島谷地内。
- 6 工事の概要、建築工事一式でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料としまして、この工事概要をつけております。

このうちで、先ほど読み上げてないところを御紹介しますが、4番の工期につきましては、本契約締結の日より平成30年3月20日までとしております。

また、工事内容につきましては、構造・規模、鉄骨造り4階建、延床面積1576.68平米。外部仕上げ、また内部仕上げにつきましては、屋根、外壁、玄関ホール、廊下、各団体事務所、会議室、4階多目的会議室等々につきましては、ここに掲載のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、8番の入居団体でございますけれども、1階には、仮称ですが、郡上市産業振興支援センター及び郡上市商工会。2階には、郡上市商工観光部、郡上市観光連盟、マリアージュ郡上。3階には郡上ケーブルテレビ放送センター、郡上市シルバー人材センターでございます。4階には、郡上市交流移住推進協議会が入るという予定でございます。

続きまして、その裏面につきましては、今申し上げました各フロア別あるいは団体別に面積の明細をここに掲げてございます。

また、備考についてもお目通しをお願いいたしたいと思っております。

その次からは、いわゆる全体の完成予想図、パース図をつけております。また、そのパース図に続きまして、順番に平面図、位置図でございます。そして、見開きで1階から4階までのいわゆる見取図がここに書いてございます。見取図の次には立面図、これにつきましては4方向それぞれからこのように載せております。これがパース図に基づきますいわゆる設計の概要ということでございます。建設の概要です。建物の概要です。

そして、資料としましては入札結果でありまして、ここに書いてあるとおり、10の業者から応札がございまして、ここにありまして、高垣組が受注したということでございます。

その次に行きますと参考資料としましてつけておりますのが、今、この議案としては建設工事でございますが、そのほかに電気設備工事あるいは機械設備工事、こういったものを合計3つに分け

て発注するという、そういう工事内容でございます。いずれも、工期としましては来年の3月20日を予定してございます。

最後の資料になりますけれども、工程表をつけてございます。契約結びましたら、もちろん6月からすぐに工事入ってまいりまして、掘削残土処理あるいは一番上のほうで共通仮設工から入ってまいりまして、ここに書いてありますような工程に基づきまして工事を進めて、3月20日に完成と、そういう見込みでございます。

御参考、確認で申し上げますと、旧の商工会館は取り壊しが全て今終わりました、今我々の事務所の横にあいた形で次の工事を待っているという状態になってございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第80号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号については委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第80号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第81号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程15、議案第81号 工事請負契約の締結について（郡上市環境衛生センター堆肥化機械設備更新工事）を議題といたします。

説明を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 議案第81号 工事請負契約の締結について（郡上市環境衛生センター堆肥化機械設備更新工事）。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成29年6月12日提出、郡上市長日置敏明。

- 1 契約の目的、郡上環境衛生センター堆肥化機械設備更新工事。
- 2 契約の方法、随意契約（公募型プロポーザル方式による）
- 3 契約金額、3億9,528万円。
- 4 契約の相手方、愛知県名古屋市千種区今池南29番16号、共和化工株式会社名古屋支店支店長永田光三。

5 工事の場所、郡上市八幡町吉野1532番地。

6 工事の概要、堆肥化機械設備更新工事一式でございます。

おめくりをいただきまして、資料1でございます。工事概要でございます。

工事の概要でございますが、重複箇所は省略させていただきます。

仕様書番号、環衛第29-5号。

工期でございますが、本契約締結の日より平成30年3月31日。

工事の内容でございます。施設規模といたしまして、面積は501.26平方メートル。

処理能力でございます。脱水汚泥といたしまして1日3トン。生ごみに至りましては、0.4トンでございます。

内容といたしましては、撤去工事一式、プラント施設工事一式でございます。

1枚おめくりをいただきまして、資料2をお願いいたします。

位置図でございます。国道156号線名津佐トンネルでございますが、この手前を左側へ少し入ったところでございます。

次に、資料3をお願いいたします。

施設配置図でございます。右側に主処理棟とっておりますけれども、水処理棟がございまして、その左側に車線表示をしておりますが、今回、これが工事箇所となる堆肥化棟でございます。

おめくりをいただきまして、資料4をお願いいたします。資料4でございます。

横にして見ていただきまして、そうすると資料4と資料5が見えるかと思いますが。

上の資料4のほうでございますが、こちらが既設堆肥化棟の平面図でございます。

右上のところに薄い斜線部分がございますが、こちらにつきましては脱臭設備、においのほうでございますが、設備でございます。これはそのまま現状のものを使用いたします。

それから、色の濃い斜線の部分でございますが、こちらのほうを更新または撤去する箇所でございます。

下のほうで更新図面でございます。下のほうに行きますと、左側に、今回、縦にNo.1発酵機、No.

2 発酵機と書いてございます。これがメインとなります発酵機でございます。

それから、中ほどでございますが、中央のほうに発酵品を養生いたします養生槽という名前でございますが、No.1 から下のほうへ行きましてNo.4 ということで、4カ所を設けて養生をいたすものでございます。

それから、右下のほうでございますが、こちらのほうに発酵堆肥の自動の袋詰装置の配置となるものでございます。

参考でございますけど、現状では一次発酵、それから二次発酵というものを行っております。一次発酵が約18日間、二次発酵が10日ということで、28日かかりますが、新しい更新のほうはこの機械のほうは発酵が7日、それから養生として23日をとるとということで、30日で少し長くなりますけど、そういうような予定でございます。

おめくりいただきまして、資料6でございます。

見積結果でございます。こちらのほうはプロポーザルによる結果ということで上げさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） ただいま説明をいただきましたが、この処理能力が脱水汚泥が3トン、それから生ごみが400とかということでございますが、現在の施設と比べてどういうふうな感じで、またこれから将来にわたって生ごみあるいは脱水汚泥が発生する予測というのは十分なのかどうかということと、あと、今、袋詰めして私も使わせていただいておりますけれども、前々から有料化できないかという話をしておりますが、今回の施設でつくった——つくったといいますか、できる堆肥については、どういう成分で売り物にはなるのかならんのかということについてお伺いをおきたいと思っております。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

まず、能力でございますが、生ごみのほうにはさほど変わりませんが、脱水汚泥のほうは約6トン少し今の施設は入るような形になりますが、これにつきましては、今現状の施設がこの4トンあればいいという形の実情でございます。

これにつきましては、やはりこれからの人口減、それからあと農業集落排水のこれは汚泥でございますので、先般申しましたこの農業集落排水の施設につきましては、将来的にやはり人口が減っ

てきた場合ということで、公共下水道のほう、例えば白鳥ですと白鳥中央とかありますが、公共下水のほうでございますが、この町なかの定住人口が減ってきて、周りの農業集落排水が機械はなぶらなくても取り込めるようになったとなれば、それをポンプ場として取り込んで処理して行って、だんだんそういう形で対応していくという形で先般述べておりますけれども。

そうしますと、農業集落排水の浄化槽汚泥ではなく、公共下水のほうの汚泥となるという形で、こちらの処理場のほうに入ってまいります汚泥につきましては、ふえることは原則的にはないであろうという形で、これだけあれば十分という施設で今現状の分をつくらさせていただきますいております。

それから、コンポストの有料化ということでございますが、こちらにつきましては今の汚泥が、言葉が適正かどうかわかりませんが、乾燥発酵という形で一次も二次も乾燥という形を主に置いております。今回、それを養生という形で養生槽といいますが、一次発酵したのをある程度積んでおきまして、これをトラクターショベルで攪拌するわけでございますけれども、これでしっかりと発酵を促進させるという形のものに、今回、プロポーザルで決定いたしました。

こちらの利点でございますが、発酵度が非常に上がると。したがって、発酵度合いが高いということですので、例えば水、湿気等にぬれましても、今までですとぬれるとまたちょっとふわっとにおいがしてたんでございますけれども、これがある程度発酵が進みますので、発酵においてはございますけれども、今までのようなにおいはしないであろうということで、この方式を採用させていただきます。

したがって、汚泥としては販売できる可能性がかなり上がってくるというふうに期待しとるところでございます。このあたりにつきましては、実情、現場でやはり施工をして、でき上がったもので確認しなければなりませんけれども、今現在では今よりもいいものができて、そして市民の皆さんに使っていただけるだろう。そうすれば、ある程度の有料化が可能ではないかというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（渡辺友三君） 18番 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） ただいまの説明で有料化できそうだと。利用する人は、それは無料のほうがいいかもしれませんけれども、やっぱり利用させてもらおうと、これはまんざら無料でいいのかよというのが実感ですので、そちらのほうへ努力をいただきたいと思えますし、今、将来的には、この処理能力で十分という話でしたが、現在、6トン、4トン、6トンというような話であります。直近の場合はちょっと余るといような、説明ですとそういう気がいたしますが、その余る幅の部分は当面はどうされる予定になりますか。

○議長（渡辺友三君） 環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） ちょっと言葉が足りずに申しわけございません。現状では、この汚

泥の4トンあれば、生ごみは0.4ですし、これであればしっかりと処理ができるという体制でございます。

それで、脱水汚泥につきましては、申しわけございません、3トンでございますので、日3トン以下で現状まで一番ピークでもクリアできておりますので、こちらで対応できるという施設でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） よろしいですか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第81号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号については委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第81号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第82号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程16、議案第82号 物品売買契約の締結について（歴史資料等収蔵棚購入）を議題といたします。

説明を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） 議案第82号 物品売買契約の締結について（歴史資料等収蔵棚購入）。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

契約の目的、歴史資料等収蔵棚購入。

契約の方法、指名競争入札による。

契約金額、4,286万6,280円。

契約の相手方、美濃加茂市本郷町9丁目7番地3、有限会社エフエム家具企画代表取締役 宮内一彦。

納入場所、郡上市八幡町中坪226番地 (仮称) 歴史資料・文化財収蔵施設。

物品の内容、収蔵棚一式。

次をおめぐりをいただきたいと思いますが。

次に、収蔵棚購入の概要書がついております。

重複いたします部分は飛ばさせていただきます。

4番の工期でございますが、本契約締結の日より平成29年10月30日。

7番の内容でございます。歴史等資料や美術工芸品を収蔵する棚及び展示ケースについて、床アンカー固定など建設工事中の施工を伴うもの、大型の為、建設施工時に搬入するのが適しているものについて、まず購入をする。

なお、木製スノコについては、郡上市産材を用いて納入管理を行うことを条件とする。

主な備品内容と用途は以下の通りということで、それぞれ1階、特別収蔵庫内。木製スノコ付スチール棚。古文書、美術工芸品など主に平置きする資料。絵画ラック/メッシュラック。額装品など架けて保存するのに適している資料。それから、写真キャビネット。フィルム、ガラス乾板、古写真等低温保存が必要な資料。

2階の一般収蔵庫につきましては、木製スノコ付スチール棚。近現代、行政資料等の文書資料の収蔵。ハンドル式移動棚。同上でございます。なお、冊子等縦置きが可能な資料ということにしております。

2階、展示スペースには、大型展示ケース。軸装品など高さのある資料の展示用。覗き型展示ケース。書籍、写真等平置きの資料の展示用。

その他でございますが、地下収蔵庫あるいは倉庫等にハンドル式移動棚。郷土に関する書籍、調査研究に必要な書籍の収納。それから、スチール棚。一時保管・作業室・倉庫に置く一般的な棚という内容になっております。

次のページをお開きいただきますと、それぞれの品名、名称が書いてございまして、スチール棚と書いてございます。その次のところにおわかりいただきますように、写真等を入れさせていただきました。

まず、こちらでございますが、木製スノコ付スチール棚ということでございますが、棚は一般的なスチール棚でございますが、これにスノコを置くという。各段にスノコを置くということでございますが、これは金属と、例えば紙類等が長期間接しておりますと、そこから互いに傷むと申しま

すか、そういうことが発生をいたしますので、それをやわらげるために下駄を履かせるというような意味合いになりますけれども。それと、この下を上げることによりまして、通気性をよくするというようなものがございます。したがって、そういうものが必要なものでございまして、あるいは土器等につきましてはさほどの影響がございませんので、そのままスノコなしの通常のスチール棚というものでございます。

それから、移動書庫でございますが、見ていただきましたとおり、ハンドルがついておりまして、これがこの写真にございますとおり、移動をいたしまして、これは両面が使用ができると。ですから、限られたスペースの中でこの保存の量を多くすることができる。ただし、その下にレールがついておりますが、先ほど申しました、かなり重量の重い書架が移動をいたしますので、レールの工事という工事物が必要になってまいります。スチール棚のようにそっと置いてしまっておしまいということではなくて、そういう工事が若干必要になってきますので、今回、この工事の完成前までにその施工をしたいというものでございます。

それから、次のページをごらんをいただきたいと思いますが、左側に写真キャビネット。ちょっと見にくうございますが、調温収納庫HCキャビネットということで、このキャビネット自体に湿度を調整する機能を設けておりまして、よくフィルムですとか、あるいはビデオテープですけれども、カビが発生するということがございますが、そういったことを防ぐという機能がございます。

それから、その左下でございますが、これが絵画ラックでございます。こちらのほうは平置き。絵などを棚に平置きをいたしますとどうしてもその自重でもちまして絵が曲がるといったようなことがございますので、そういったことがないように、かけて保存をするといったようなところを効率的に利用するといったところで、絵画ラック、これはそれぞれ今一番向こう側のほうが引き出されておりますが、これ、手前のほうの引き出しのほうもずっとかかるといったものでございます。

それから、メッシュラックにつきましても同じようにかけて保存するといったようなものにつきましても、こちらのほうで収納をしたいというものでございます。

それから、次のページに大型展示ケース。これは先ほどの縦型のものでございます。

それから、その右側でございます覗き型の展示ケースというようになっております。

次のページが入札の結果でございますが、ごらんいただきました5社で、1社は辞退がございまして、有限会社エフエム家具企画が落札をいたしました。

参考までに建築工事あるいは電気設備工事、機械設備工事のほうの工事につきましてもつけさせていただきました。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第82号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号については委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第82号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号については原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

---

#### ◎報告第1号について（報告・質疑）

○議長（渡辺友三君） 日程17、報告第1号 平成28年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、報告第1号 平成28年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度郡上市一般会計の繰越を行ったので、次のとおり報告する。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚もので裏表につけてございます計算書。こちらにつきましては、全て12月議会における補正予算あるいは3月議会、また先般、先ほど3月31日付の専決の補正ということでお願いをした補正予算ですね。こういうものの中で繰越明許費のその都度、補正を行ってきておるものでございまして、全て御議決をいただいております内容であります。

少しだけ説明させていただきますけれども。

市有林につきましては、これ、実に12月補正で特に補助採択がありまして、冬、冬期間でございまして4月以降の着工となるというものでございまして、地域公共交通施設につきましては、これは八幡インター、高速バス停の停留所に接続する階段の除雪対策の設置工事の関係であります。これも少し、いわゆる道路占用許可協議等につきまして時間がかかっているわけでありましてけれど

も、29年度においてこれを実行するという事で繰り越しをさせていただいております。

防災行政無線につきましては、先ほどお願いをしましたように、これはいわゆる機器製造が12月の段階で既に電波の調査の結果で機器製造に少し年度内は無理ですということで御了解をいただいた件でございまして、これも順調に6月19日完了ということで向けて今進めてございます。

戸籍住民基本台帳の事務に費つきましては、先ほど減額補正をしたものでございますけれども、341万2,000円につきましては、総務省から繰り越しの通知があったものでございます。28年度分についてのものがございます。

斎場管理費につきましては、先ほどお話がありました八幡斎苑さつきのバッテリーの取りかえ分のものと、もう1点は郡上市北部斎場につきまして、先ほど申し上げたようなことで事業が繰り越しになっておる分でございます。

道整備交付金につきましては、全体では3本ありますけれども、それぞれ現場の状況の中からそれぞれの事情によりまして、工事の期間を延長せざるを得ない等々のことがございまして、延長をしたものでございます。

企業誘致促進条例につきまして、大島工業団地の整備に伴った測量業務でございますけど、地元調整あるいは地権者の了解を得るために時間を要したために繰り越しを行ったものでございます。

産業拠点施設整備につきましては、先ほどから出ております国の地方創生交付金の活用ということでございまして、29年度に繰り越しておるものでございます。

観光施設維持管理経費につきましては、これは旧庁舎記念館の空調と博覧館の中央監視システムでございますけれども、年度末、急な故障に対応するというものでありましたが、年度内完成が見込めないということで繰り越しているものでございます。

観光施設整備事業につきましては、これは長良川鉄道の郡上八幡駅改修工事に伴うものでございます。全て、これは既に竣工し、工事につきましては順調に進み、既に今ここで新しい設備におきまして事業が展開されております。

あと、道の駅整備事業につきましては、これは道の駅白鳥の建設に係る経費につきまして、年度内の交付金活用ということで受けましたが、実際の仕事につきましては29年度に繰り越して行うものでございます。

合併特例道路につきましては、全部で10路線でございます。当初、限度額2億579万ということででしたが、繰越額の確定額は1億6,705万4,000円でございます。ほとんどが、いわゆる移転対象物件の移転時における交渉に時間を要するとか、いわゆる地主との地権者の了解を得るのに不測の日数を要した等々でございますが、現在、進捗しておるところでございます。

過疎対策道路整備事業につきましては、当初、2,890万でしたが、2,470万円ということで、1本、市道の桜谷1号線というのが完了したということでございました。

辺地対策道路整備事業につきましては7路線ございまして8,590万6,000円、これが6,981万6,000円という形でございます。

続きまして、社会資本整備総合交付金事業につきましては全部で5路線でございます。1億5,800万4,000円でしたが、実際の繰越額につきましては1億1,924万円と確定をいたしております。

道整備交付金事業につきましては、この鷲見上野のところの関係ですけれども、832万6,000円が388万2,000円。この事業費につきまして繰り越すものでございます。

河川自然災害防止事業につきましては、これは向谷の工事でございますけれども、工事進入路等につきまして交渉が少し難航しておりました。その関係で送っておるものでございます。金額は同じ。

都市再生整備計画事業につきましては、これは電線の無電柱化の整備事業でございます。ほぼ予定の金額が繰り越すということになってございます。

小学校施設管理経費につきましては、これは白鳥小学校の消火栓、圧送ポンプにつきまして体育館の地下で新たな漏水箇所ができましたので、年度内の完成ができなくなったものでございます。予定の金額どおりでございます。

文化施設整備事業につきましては、先ほど申し上げました美並ふるさと館の管内の昇降機のこの関係で事業がおくれたものでございます。予定額でございます。

農林水産業施設災害復旧費につきましては全部で5本ございますが、これも予定額どおりでございます。現年補助災害復旧事業につきましては、全体で4本あります。これらにつきましても、工事進入路及び資材置場等につきまして地元の交渉につきまして少し日数を要して年度を繰り越したというものでございます。

財源の問題で、この2つですね。既収入特定財源と出ておりますけれども、斎場整備事業につきましては3月の時点でこれが判明しておれば、年度を送ったものでございますけれども、3月の月末まで持って来ましたので、28年度分の合特を借り込んだものでございます。

また、産業拠点施設の200万につきましては、16銀行からの寄附金でございます。

以上が、少し御説明させていただきましたけれども、繰越計算書が確定しましたので御報告を申し上げます。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

---

◎報告第2号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程第18、報告第2号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 報告第2号 平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度郡上市簡易水道事業特別会計の繰越を行ったので、次のとおり報告する。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをお願いいたします。

繰越計算書でございます。

資本的支出、建設改良費といたしまして、施設改良事業でございます。翌年度の繰越額といたしまして9,540万9,000円。この内訳でございますが、既収入特定財源といたしまして8万2,000円、それから未収入特定財源といたしまして国庫支出金といたしまして2,036万5,000円、地方債といたしまして7,360万円、その他136万2,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号の報告を終わります。

---

◎報告第3号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程第19、報告第3号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 報告第3号 平成28年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度郡上市下水道事業特別会計の繰越を行ったので、次のとおり報告する。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをお願いいたします。

繰越計算書でございます。

建設費といたしまして、特定環境保全公共下水道建設事業でございます。翌年度繰越額といたしまして318万9,000円。このうちの財源といたしまして、未収入特定財源のその他でございます。318万9,000円でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号の報告を終わります。

---

#### ◎報告第4号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程第20、報告第4号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 報告第4号 平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度郡上市白鳥財産区特別会計の繰越を行ったので、次のとおり報告する。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、造林事業で395万5,000円でございます。これは、森林総合研究所分収造林分の事業で、12月補正したものが冬季の積雪期ということでございまして、そのままの額を395万5,000円繰り越すものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号の報告を終わります。

---

#### ◎報告第5号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程第21、報告第5号 平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） 続きまして、報告第5号 平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成28年度郡上市石徹白財産区特別会計の繰越を行ったので、次のとおり報告する。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、こちらと同じように、造林事業で森林総合研究所の分収造林事業分でございますが、冬季に入っておりますので、年度を繰り越したものでございます。造林事業の受託収入ということでございます。未収入特定財源のその他で計上しておりますが、金額につきましてはこのとおり、396万5,000円を翌年度に繰り越しましたので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号の報告を終わります。

---

#### ◎報告第6号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程第22、報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

理事兼総務部長 田中義久君。

○理事兼総務部長（田中義久君） それでは、報告第6号 専決処分の報告について、お願いをいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成29年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、今回、2件ございますので、よろしく願いいたします。

専決第7号ですが、これは専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）と、こういうことで。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。期日につきましては、平成29年3月27日ございました。郡上市長 日置敏明。

損害賠償による和解の内容ですけれども、こちらは平成29年1月30日午前9時30分ごろに、郡上市白鳥町恩地の教職員住宅におきまして、大変な水漏れの事故があったわけでありまして、この住宅の301号室、ここはあいている部屋なんですけれども、ここのトイレの給水管が凍結により外れまして、水道管のバルブをもととのバルブを閉め忘れていたことがこれは原因でありますけれども、

そして凍結により外れたということが重なったわけですが、それが解けて、水があふれ出したと。

そして、その水が床を伝わりまして、下の部屋の201号室の天井から漏水をしたと。さらに、その下の部屋の101号室の天井から漏水をしたということでございまして、ちょうど牛道小学校のこれは校長先生、教頭先生が御利用になっていた部屋でございました。

この漏水によりまして、この先生がその部屋でお持ちでございましたいろんな生活用の備品につきまして、いわゆる水濡れによりまして物を毀損させたということで、今般、損害賠償をするというものでございます。

市の過失割合は100%。

損害賠償の相手方は、ごらんとおりでございます。

それで、損害賠償の額ですけれども、甲、こちらの方が、物としましては、いわゆるパソコンですね。富士通の。それから、石油ファンヒーターあるいはWi-Fiのルーターとか、アンテナケーブル、それから書籍、スリッパ、バスマット、布団等々でございまして、3万6,824円、それからもう一人の下の乙の方ですけれども、こちらはホットカーペットとマットレスと、この2点でございまして5万9,616円ということで、合計金額9万6,440円でございます。

こちらのミスによりまして大変な御迷惑をおかけしたことでございます。おわびをして、報告をするものでございます。

もう1枚おめくりをいただきますと、専決の第8号ですけれども、こちらにつきましては、下の段、直に行かせていただきますが。

損害賠償による和解の内容。平成29年2月26日午後1時ごろに、郡上市高鷲町大鷲地内の市道やまびこ線において、相手方自動車が一—この相手方というのは、この方ですけれども—道路舗装の破損箇所を通過したところ、車両後方の右側のタイヤが損傷をしたと。タイヤがパンクをしまして、またその後、ホイールを傷つけたということでございます。このことにつきまして、いろいろと交渉をし、市としては過失割合が30%あると、こういうことで、先ほどのパンクあるいはホイールの損傷につきましての修理をされた金額の30%相当に当たります1万2,000円という形で市の損害賠償の額とさせていただきます。

双方とも、以上のことにより、示談が成立しております。

道路の維持につきましても十分注意をすべきでございますので、今後気をつけていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第6号の報告を終わります。

---

◎議報告第5号について（報告）

○議長（渡辺友三君） 日程23、議報告第5号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

なお、6月1日までに受理いたしました請願は、お手元に配付してありますので、文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたしますので、報告いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

長時間にわたり慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

(午後 3時42分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 渡 辺 友 三

郡上市議会議員 田 中 康 久

郡上市議会議員 森 喜 人